

田子町の財政状況

～ 普通会計決算からみた ～

(平成19年度～平成28年度)

平成29年10月

田子町総務課

目 次

第 1 部 田子町の財政規模

1 歳入・歳出決算額の推移	3
2 実質収支の推移	3
(参考) 10年間の歳出規模の推移	4

第 2 部 歳入の状況

1 歳入構造	5
(1) 歳入決算額の推移	5
(2) 歳入決算構成比の推移	6
(3) 一般財源	6
(4) 特定財源	7
2 町税の状況	8
(1) 町税決算額の推移	8
(2) 税目別構成比の推移	8
(3) 個人町民税	9
(4) 法人町民税	10
(5) 固定資産税	11
(6) 滞納額と収入歩合	12
(7) 近隣市町村の税目別構成比	13
3 地方交付税の状況	14
(参考) 地方交付税制度	15
4 町債の状況	18
(1) 町債発行額の推移	18
(2) 町債残高の推移	18
(3) 目的別町債残高の推移	19
(参考) 町債とは(町債の機能)	20
5 その他の歳入の状況	21
(1) 国庫支出金	21
(2) 県支出金	21
(3) 地方譲与税	22
(4) 県税交付金	23
(5) 地方特例交付金	25

第 3 部 歳出の状況

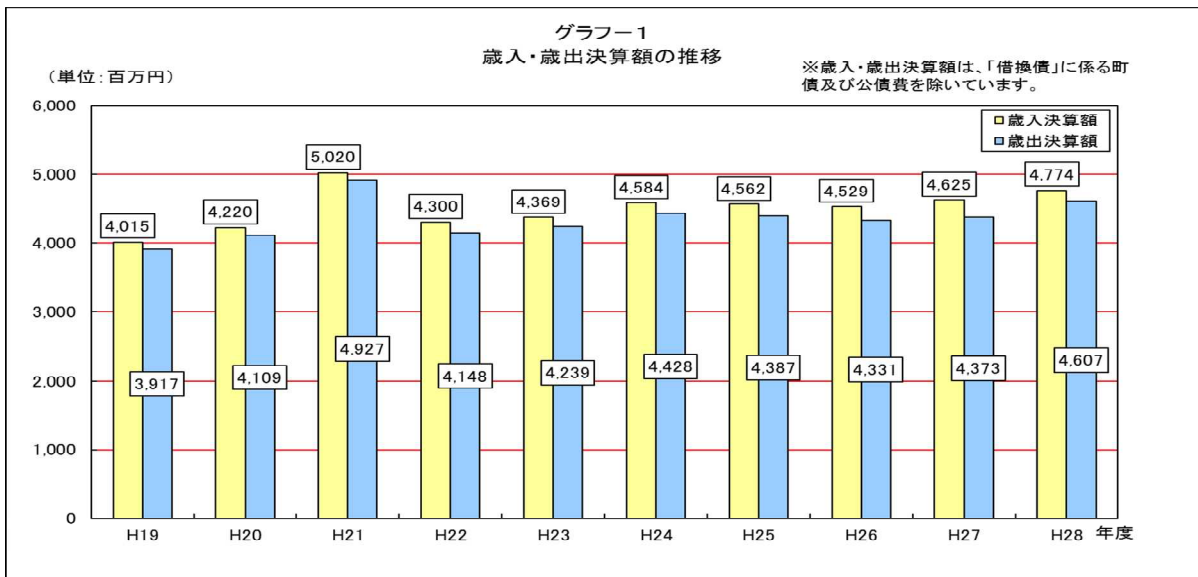
1 目的別歳出構造	26
(1) 目的別歳出決算額の推移	26
(2) 目的別歳出決算構成比の推移	26
(3) 目的別歳出決算構成比の主なものの内訳	27
2 性質別歳出構造	30
(1) 性質別歳出決算額の推移	30

(2) 性質別歳出決算構成比の推移	31
(3) 性質別歳出の主なものの内訳	32
(参考) 普通建設事業【決算額ベース上位3事業】	37
(参考) 経常収支比率の状況	38
(参考) 公債費に関する指標の状況	39
(参考) 主な財政指標の近隣市町村比較	40
第4部 基金の状況	41
第5部 標準財政規模の状況	42
(参考) 普通会計とは	43
(参考) 地方財政用語解説	
1 一般会計	44
2 歳入予算	44
3 歳出予算	46
(1) 目的別歳出予算	46
(2) 性質別歳出予算	47
4 決算	49
5 その他	50
6 比率等の算式	51
(参考) 新しい地方財政再生制度	53
(参考) 平成28年度決算健全化判断比率及び資金不足比率	56
(参考) 平成28年度財政状況等一覧表	61

第 1 部 田子町の財政規模

1 歳入・歳出決算額の推移

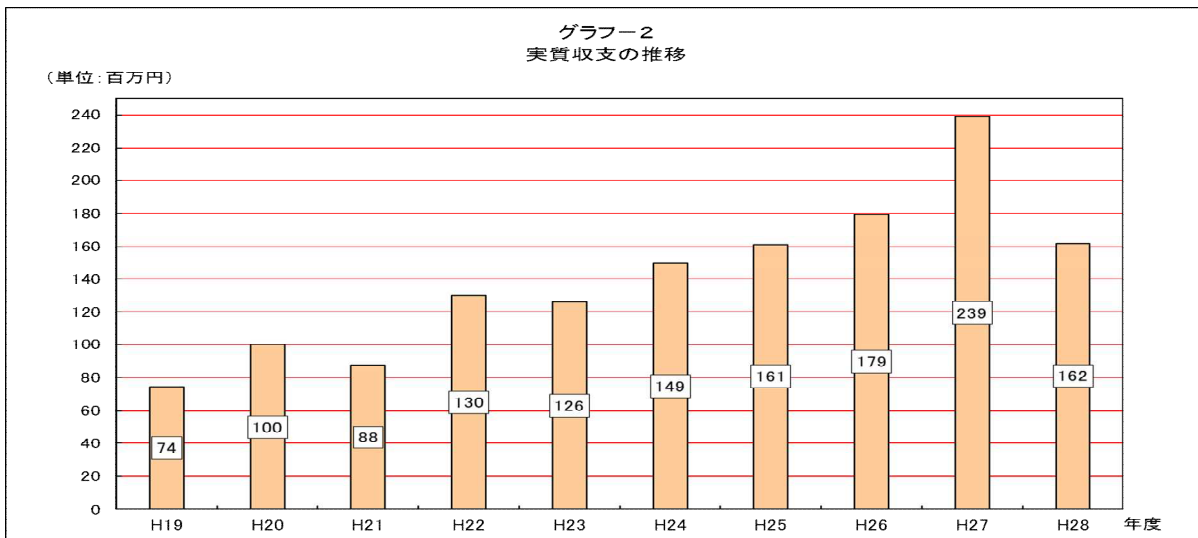
田子町の財政規模は、平成 15 年度までは 50 億円超の水準で推移してきましたが、16 年度以降は毎年大幅な減額傾向が続き、19 年度は 40 億円台となりました。20 年度以降は増額傾向で推移しています。また、21 年度は地域情報通信基盤整備事業（TCV のデジタル化）や経済対策事業などの実施に伴い 50 億円台となりました。28 年度の財政規模は 47 億円台となっています。



2 実質収支の推移

実質収支とは、歳入決算額と歳出決算額の差引から、翌年度に繰り越すべき事業に充てる財源を除いた実質的な収支差引の数値です。

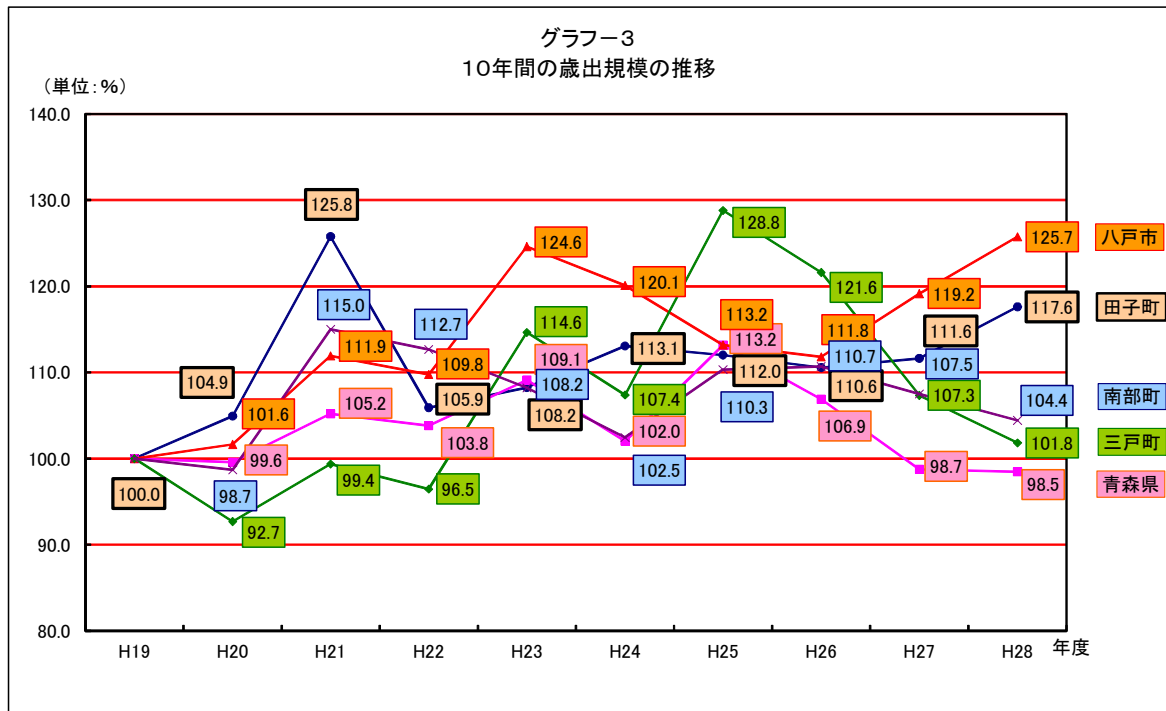
実質収支は、平成 19 年度から 28 年度までの 10 年間に数値が マイナス (赤字) となった年度はなく、28 年度は効率的・効果的な事業執行に努めたことなどにより、1 億 62 百万円の実質収支となりました。



(参考) 10年間の歳出規模の推移

平成19年度を100%とした過去10年間の田子町の歳出規模は、概ね増加傾向で推移しており、**21年度**は地域情報通信基盤整備事業（TCVのデジタル化）や経済対策事業などの実施に伴い、**125.8%**まで拡大しました。**22年度以降**は道路改良等の投資的経費の増加に伴い**概ね105%から117%で推移**しています。

また、八戸市においては増加傾向となっていますが、青森県、三戸町及び南部町においては、大規模事業等において増加している年度はありますが、概ね同規模で推移しています。



第2部 歳入の状況

1 歳入構造

(1) 歳入決算額の推移

平成28年度の歳入決算額は47億74百万円となりました。前年度に比べ3.2%、1億49百万円の増額となり、決算額の大きいものから地方交付税、町債、町税、国庫支出金の順となっています。

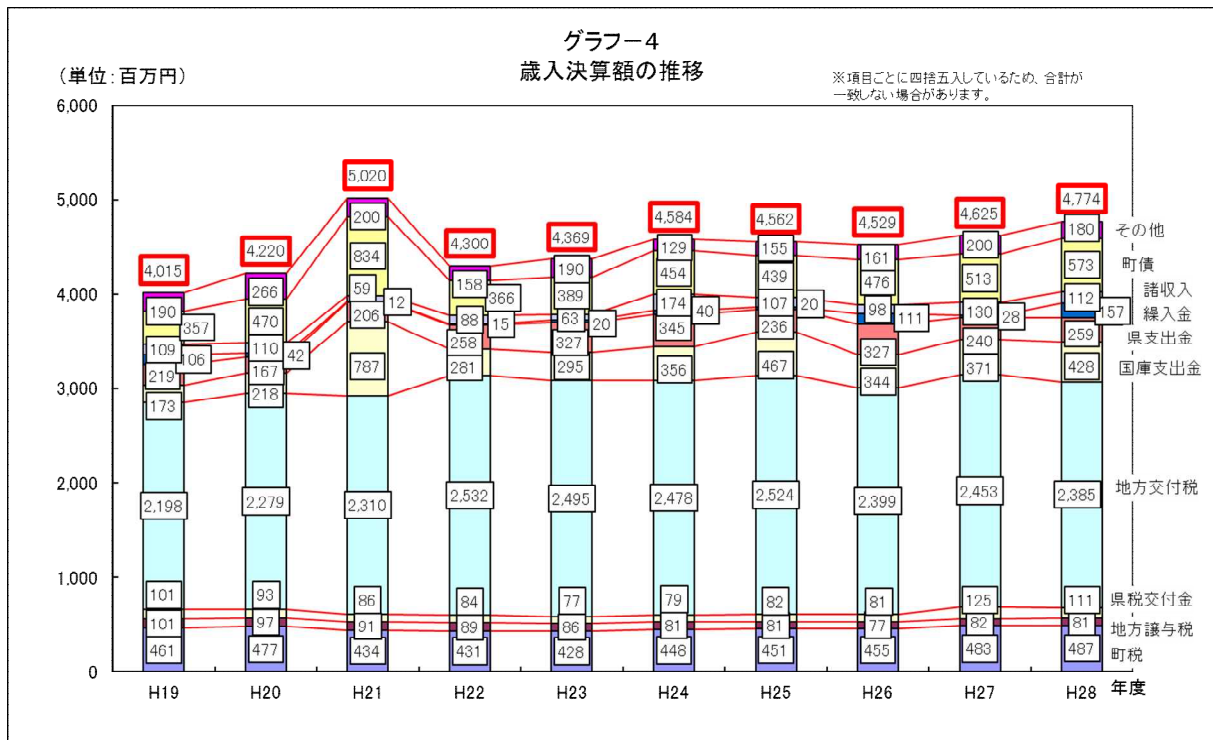
地方交付税は、19年度の21億98百万円が28年度では23億85百万円となり、この10年間で1億87百万円の増額となっています。

町債は、財政の健全性を維持していくために、一般的な町債（普通建設事業など）のために発行する町債について発行額を抑制してきましたが、28年度は5億73百万円の発行額となり、近年は増加傾向にあります。また、21年度は地域情報通信基盤整備事業（TCVのデジタル化）の影響により8億34百万円の発行額となりました。

町税は、平成18年度以前は減少傾向が続きましたが、19・20年度には三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲により増額しました。28年度は市町村民税の増額等により4億87百万円となっています。

繰入金は、財政調整基金、町債管理基金及びその他の目的基金からの基金繰り入れが主なものであり、本来はその年度の歳入でまかない、基金からの繰り入れがない状況が望ましいものですが、28年度は1億57百万円を繰り入れている状況にあります。

その他は、町有施設の使用料、手数料、財産収入、前年度繰越金が主なものであり、28年度は1億8千万円となっています。

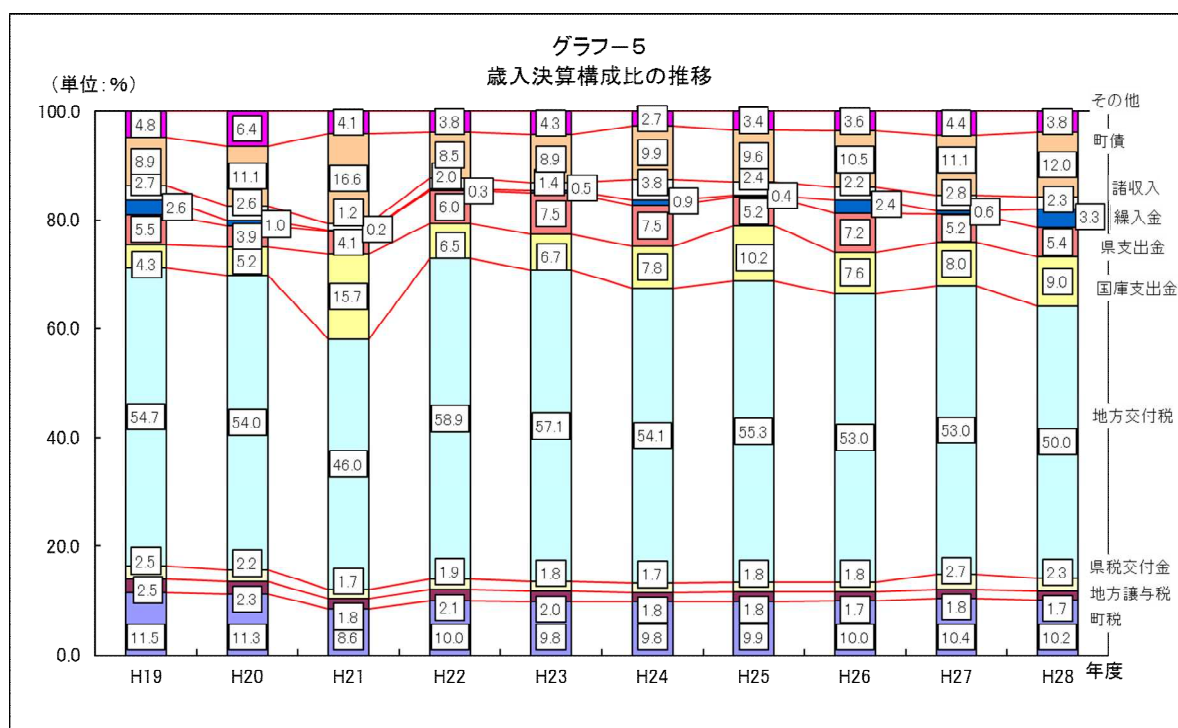


(2) 歳入決算構成比の推移

歳入に占める地方交付税の割合は、19年度までは、交付額は減少しているものの町債などその他の歳入額が減額したことから相対的に比率は増加し51%から55%で推移していましたが、20年度以降は交付額が増額となり22年度は58.9%となり、その後、減少傾向で推移しています。

町債は、公共施設の整備を推進してきたことや13年度からの臨時財政対策債などを発行してきたこともあり、19年度には8.9%となりました。この10年間でも概ね9%から12%で推移しています。

町税は、概ね10%で推移しています。



(3) 一般財源

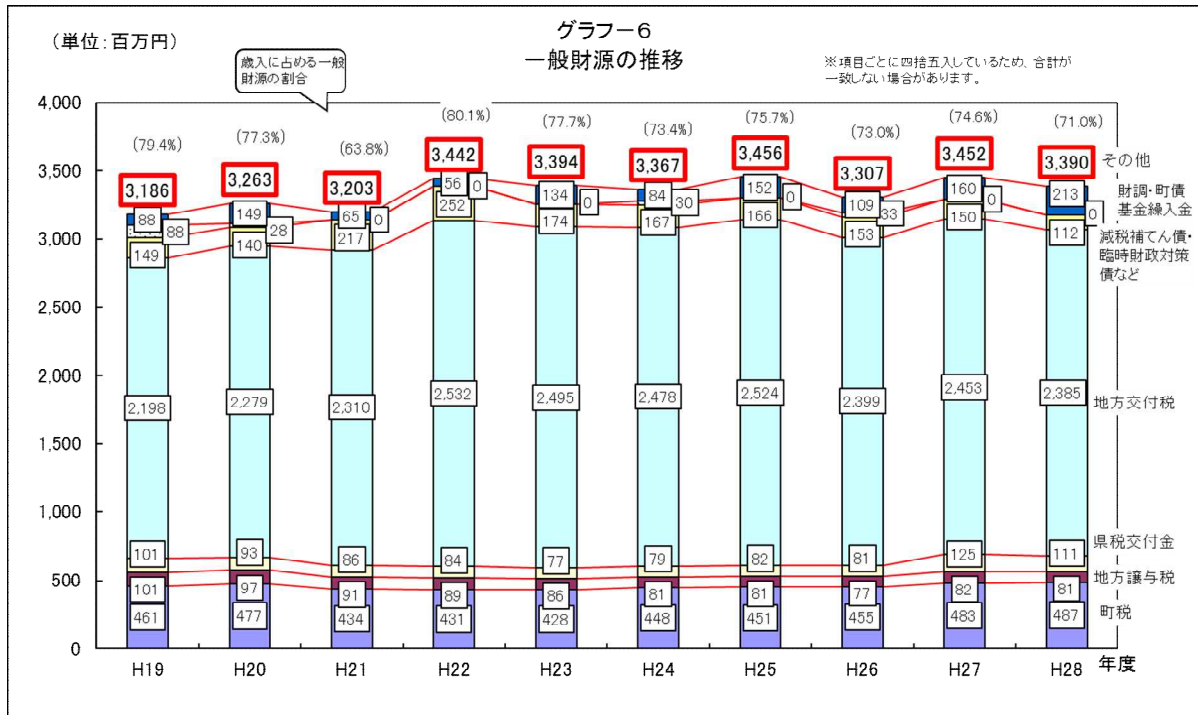
歳入は、その用途に基づき「一般財源」と「特定財源」に分けることができます。

一般財源とは、町税、地方交付税など、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。

一般財源は、19年度には地方交付税の影響を受け、31億86百万円となりましたが、20年度以降は地方譲与税の減額等により減額傾向となりました。22年度以降は再び地方交付税の増額により、34億42万円となり、28年度まで概ね同水準で推移しています。

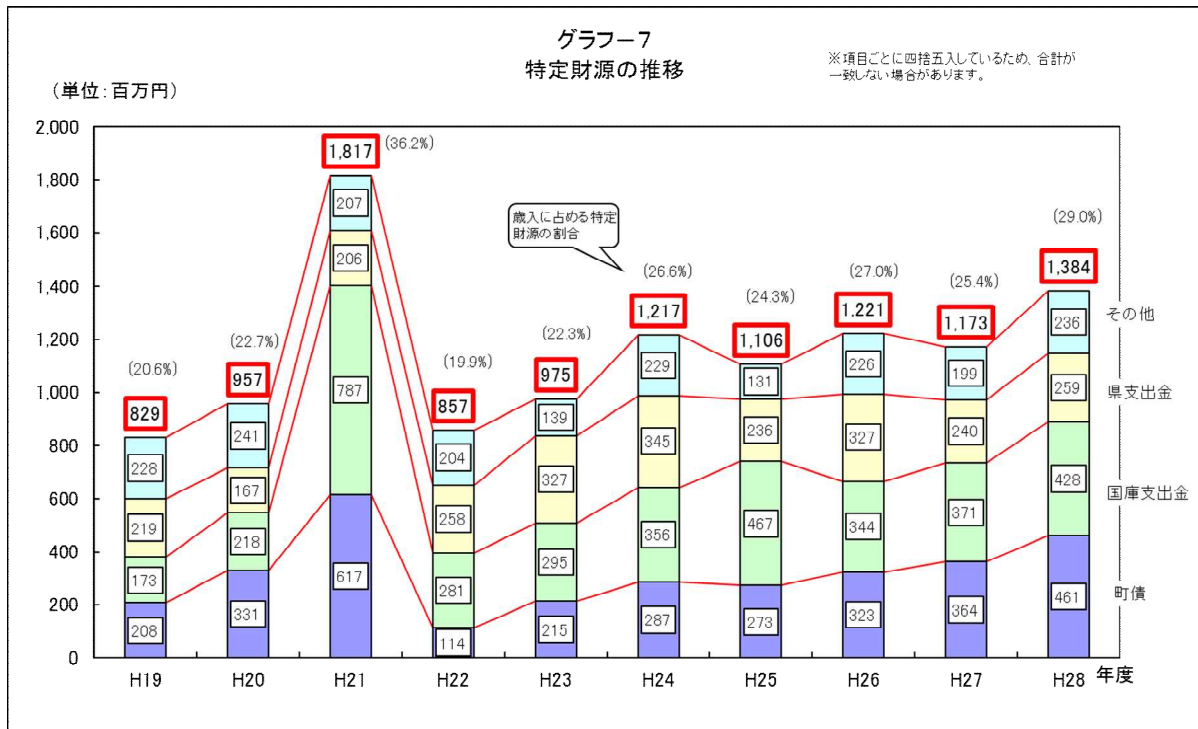
また、歳入に占める一般財源の割合から見ると、公共施設の整備事業などにおける国庫・県支出金及び町債などの特定財源の増減の影響を受けますが、28年度では71.0%を占めています。

第2部 歳入の状況



（4）特定財源

特定財源とは、国庫支出金、県支出金、普通建設事業に充てられる町債など、用途が特定されている財源です。このため、公共施設を整備する普通建設事業や災害復旧事業などの実施状況が**大きく影響**します。この10年間では、**21年度**が地域情報通信基盤整備事業（TCVのデジタル化）や経済対策事業の実施に伴い金額が大きくなっています。

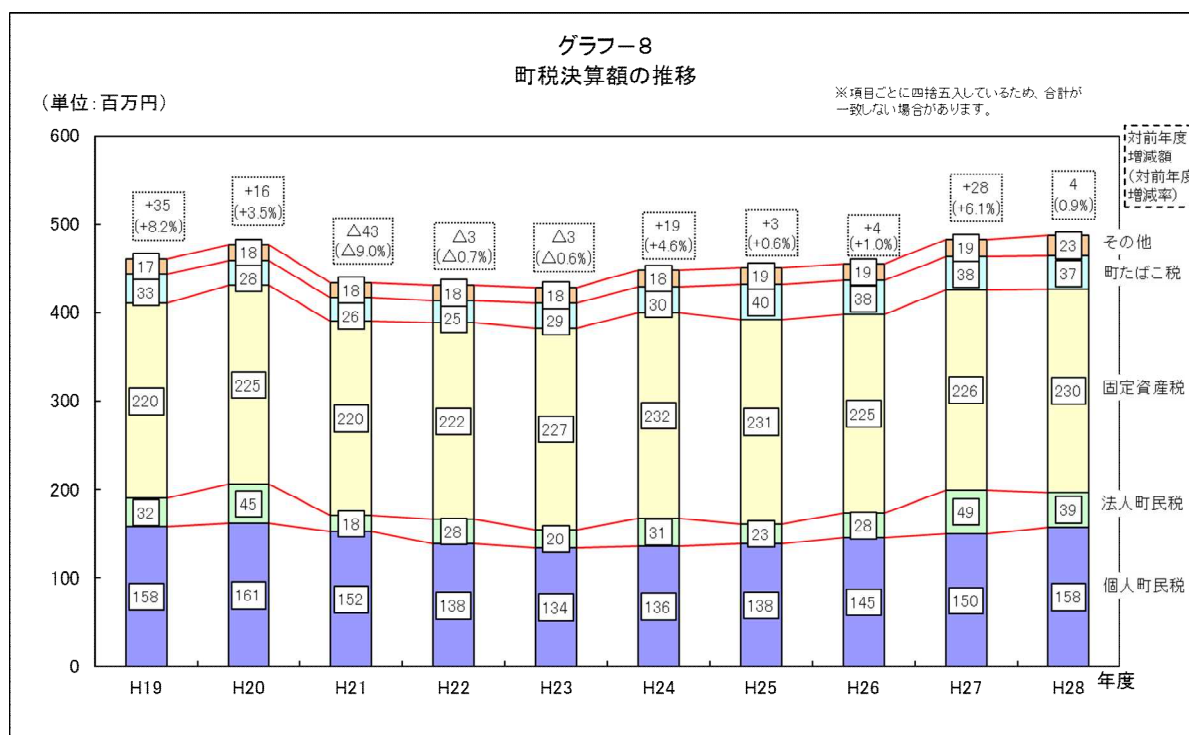


2 町税の状況

(1) 町税決算額の推移

町税収入は、平成9年度の5億42百万円をピークに減収傾向となっています。

19年度、20年度は、三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲の影響を受け、それぞれ8.2%、3.5%の増収となりましたが、21年度は、経済不況の影響による法人町民税の大幅な減額に伴い、マイナス9.0%の減収となりました。22年度以降は、ほぼ同額となっていますが、23年度までは減収傾向、26年度からは個人町民税の回復等により増収傾向となり、28年度は個人町民税等の増収により4億87百万円となりました。



(2) 税目別構成比の推移

町税収入の中では、固定資産税と個人町民税の2税が大きな割合を占めており、平成28年度では79.7%となっています。

個人町民税は、14年度には29.5%を占めていましたが、減税や厳しい雇用環境などの影響から年々減少傾向を続け、18年度では28.1%となりました。

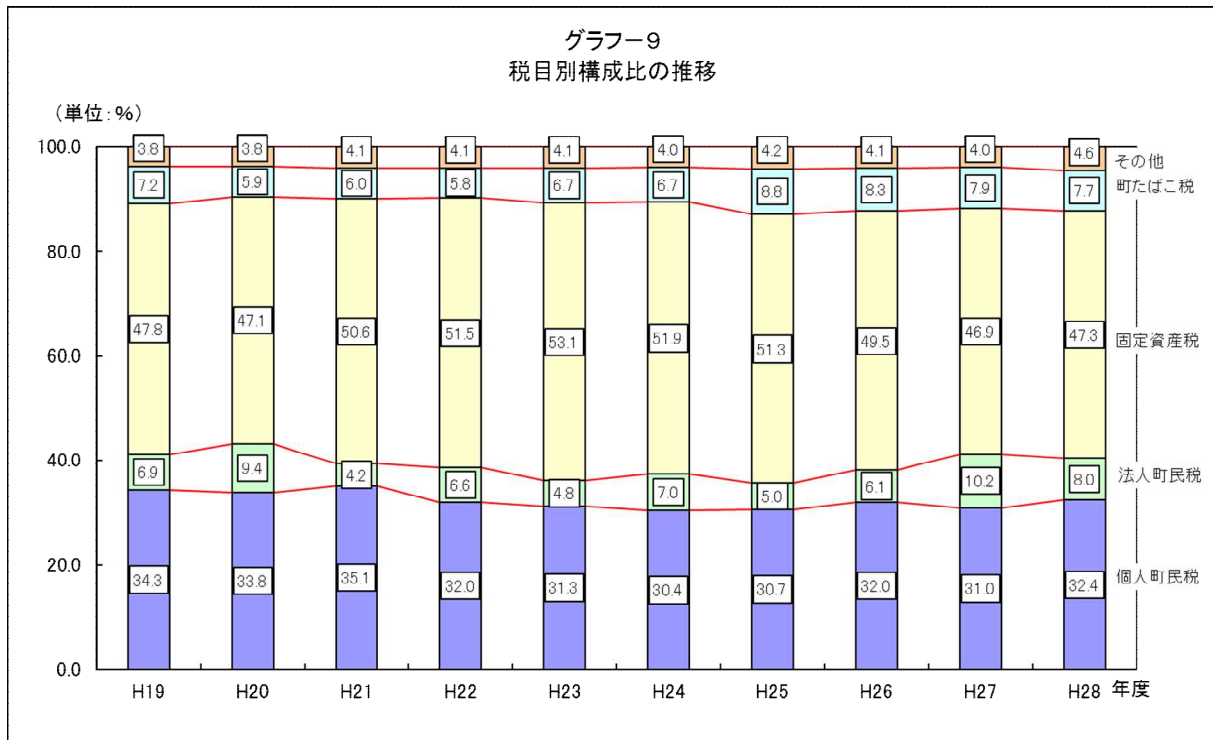
しかし、19年度以降は所得税からの税源移譲などにより増加し、28年度では景気の回復等により32.4%となりました。

法人町民税は、この10年間は概ね4%から10%を占めていますが、21年度からは、景気低迷などの影響により大きく減少しました。28年度は8.0%となり

第2部 歳入の状況

前年より **2.2%** の減少となりました。

固定資産税は、**18年度**には**50.7%**でしたが、**19年度、20年度**は三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲の影響を受け相対的に**47%台**まで構成比が下がりました。**21年度以降**は概ね**50%**で推移し、**28年度**は法人町民税が減額となった事などにより**47.3%**となりました。

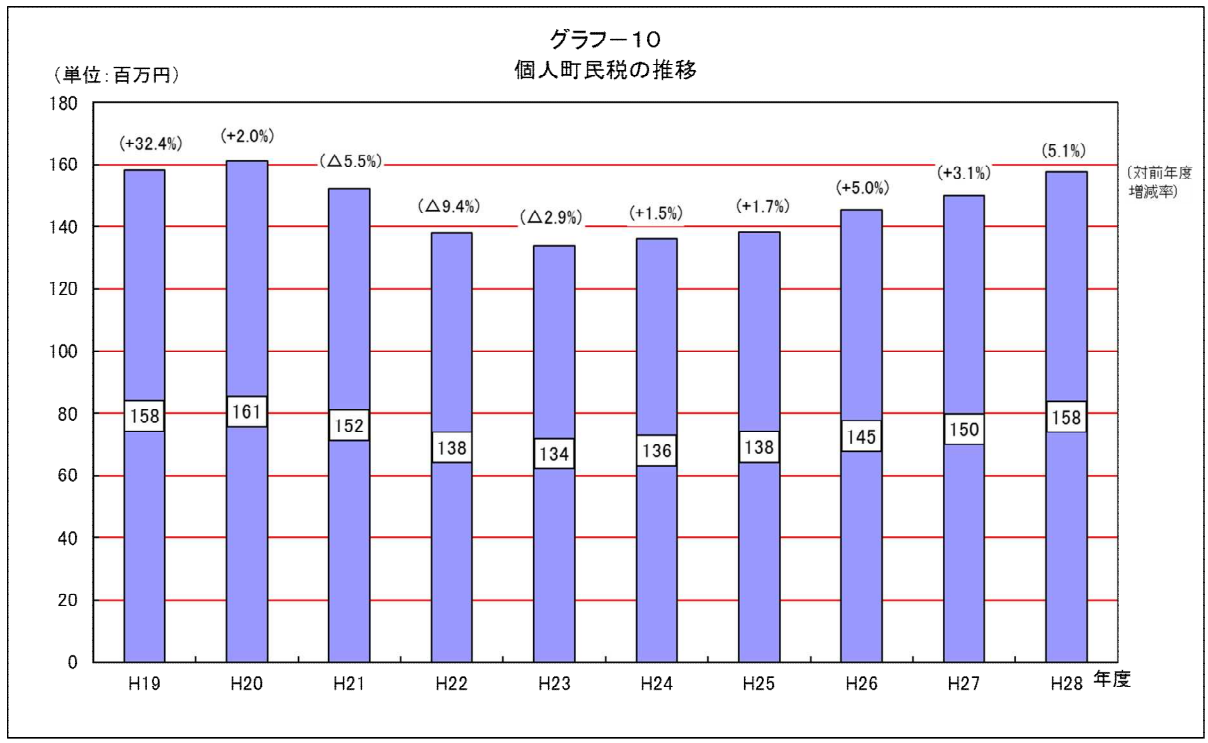


(3) 個人町民税

個人町民税の税収は、**18年度まで**は恒久的減税や給与所得などの減少により**減収傾向**で推移してきました。

19年度、20年度は三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲の影響により、それぞれ**32.4%、2.0%**の**増収**となりました。

21年度以降は、景気低迷などの影響を受け**減収傾向**で推移してきましたが、**28年度**は、景気の回復などにより**5.1%増収の1億58百万円**となりました。

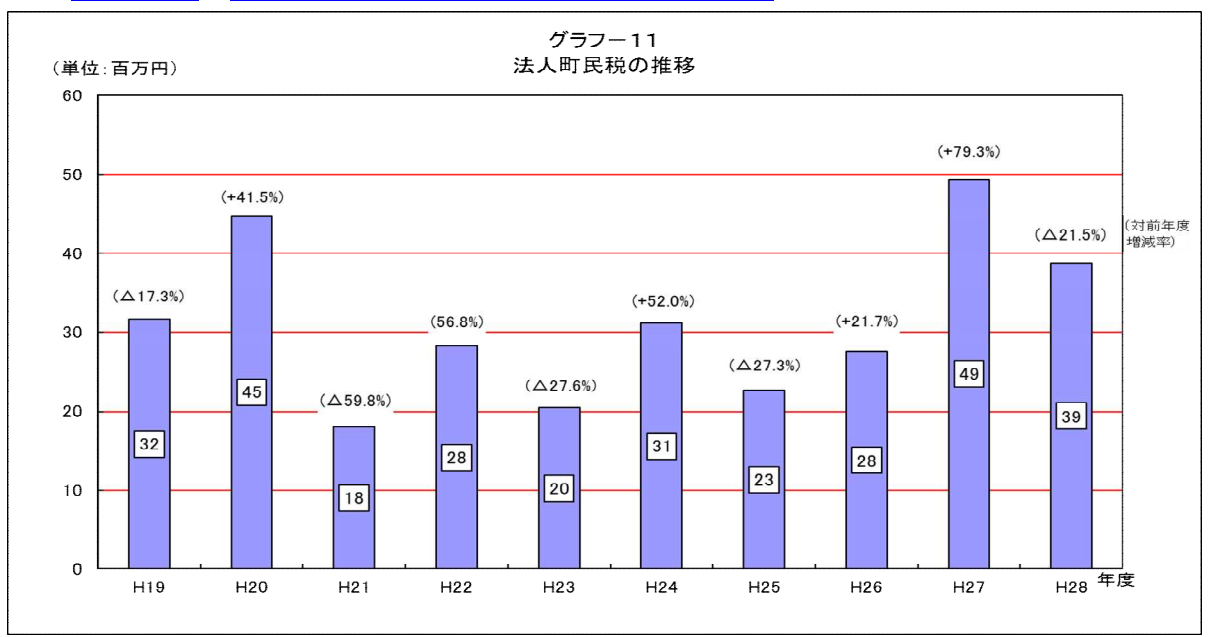


(4) 法人町民税

法人町民税の税収は、平成20年度までは概ね32百万円から45百万円で推移していましたが、21年度には景気低迷の影響を受けマイナス59.8%の大幅な減収となり、この10年間で最も低い税収額となりました。

24年度は景気の回復等によりプラス52.0%の大幅な増収となりましたが、25年度は、一部業者（ブローラー関係）において大規模な設備投資が行われたことにより収益が落ち込みマイナス27.3%の大幅な減収となりました。

28年度はマイナス21.5%減収の39百万円となりました。



第2部 歳入の状況

(5) 固定資産税

固定資産税の税収は、**18年度**は地価や建築資材費の下落を反映した評価替え(※)の影響により**マイナス7.4%の減収**となり、この10年間で最も低い税収額となりましたが、**19年度、20年度**にはそれぞれ**2.0%、1.9%の増収**でした。**21年度**は評価替えの影響により**マイナス2.2%の減収**となり、**22年度、23年度**はそれぞれ**0.9%、2.4%の増収**となりました。**24年度**は評価替えの影響がありましたが、償却資産の増収により**2.2%の増収**となり、**23年度、24年度**は土地及び償却資産の減収により、**0.5%、2.6%の減収**となりました。

内訳をみると、**土地**については、**平成15年度をピークに年々減少傾向**にあり、**28年度は68百万円**の税収額となっています。

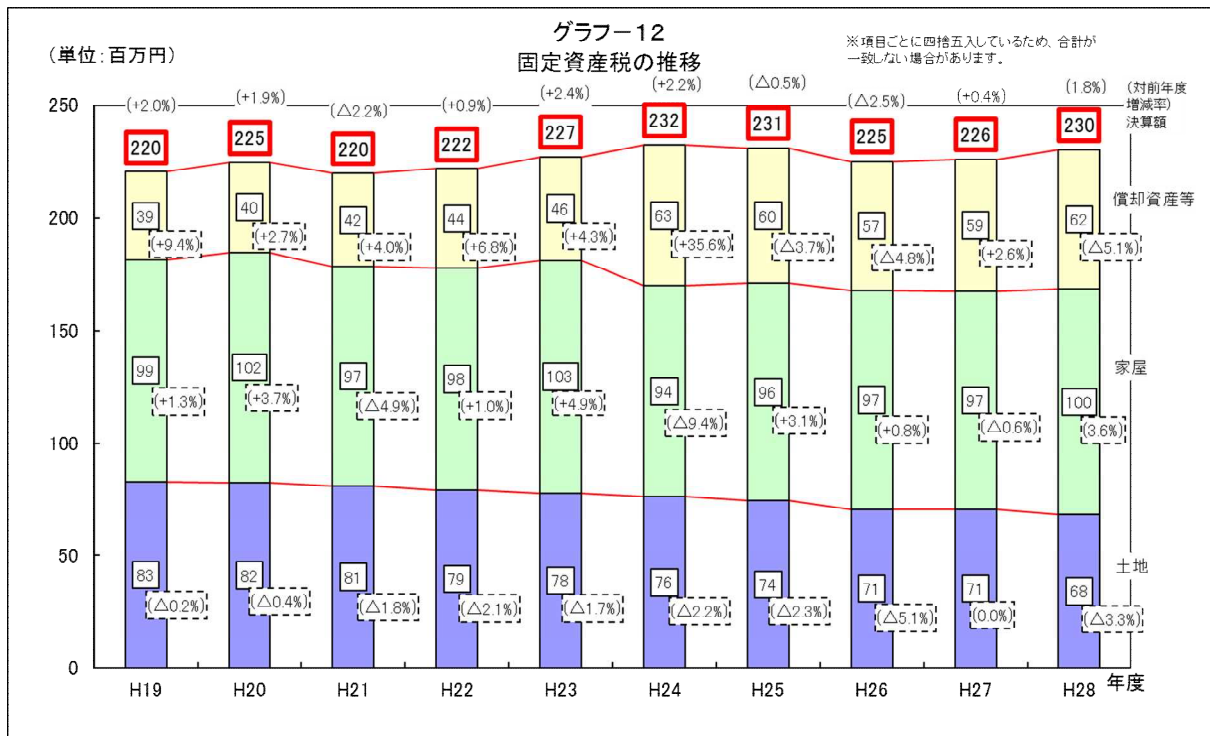
家屋については、建築資材費の下落を反映した評価替えにより、**平成18年度、21年度で減収**となりましたが、**それ以外の年度**は新增築家屋分の増加などにより**増収**となっています。

償却資産については、企業の設備投資の動向などに税収が左右されるものですが、**年々増額傾向**にあります。

※ 固定資産税の評価替えについて

土地と家屋については、原則として、3年ごとに価格の見直し(評価替えといいます。)が行われ、下のグラフでは、平成21年度・24年度・27年度がこれにあたります。

固定資産税における土地の価格については、平成6年度に、公的土地評価(地価公示価格、相続税価格、固定資産税価格)の相互の均衡と適正化を図るという土地基本法の趣旨を踏まえ、地価公示価格の7割程度にすることとされています。

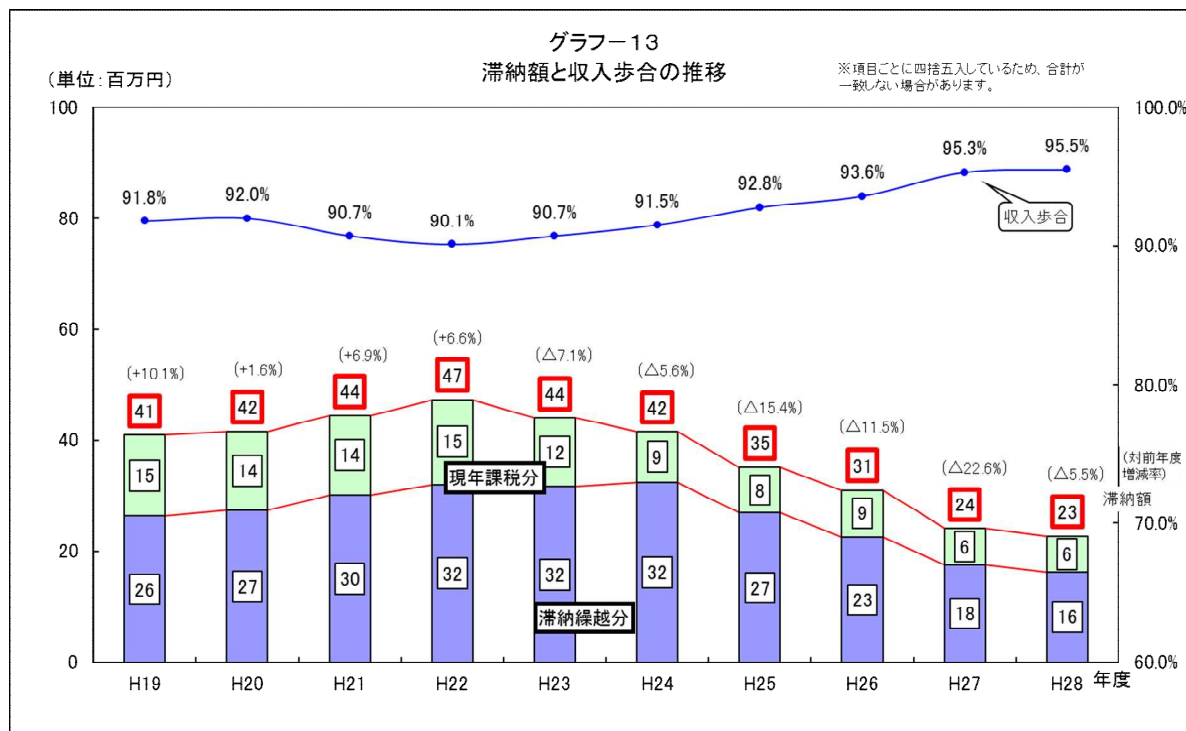


(6) 滞納額と収入歩合

町税の滞納額は、バブル経済崩壊以降増加を続け、**平成14年度は56百万円**となりましたが、滞納整理の取り組みを強化した結果、**15年度以降は減少に転じ、18年度には37百万円**まで減額しました。**19年度以降**は税源移譲に伴い調定額が増加したことに比例し再び**増額傾向**となり、**22年度は47百万円**の滞納額となりました。**23年度以降**は更に滞納整理の取り組んだ結果、**減額傾向**となり、**28年度は23百万円**の滞納額となっています。

28年度末の滞納額のうち、**現年度課税分**（当該年度の課税額に係る滞納額）は**6百万円**、**滞納繰越分**（前年度以前からの滞納額）は、2百万円減の**16百万円**となっています。

また、**収入歩合**（課税額に対する収入額の割合）は、**22年度**までは、滞納額の増加に伴って**低下傾向**が続いていましたが、**23年度から**は滞納整理の強化に伴い**上昇に転じ、28年度は95.5%**に上昇しました。

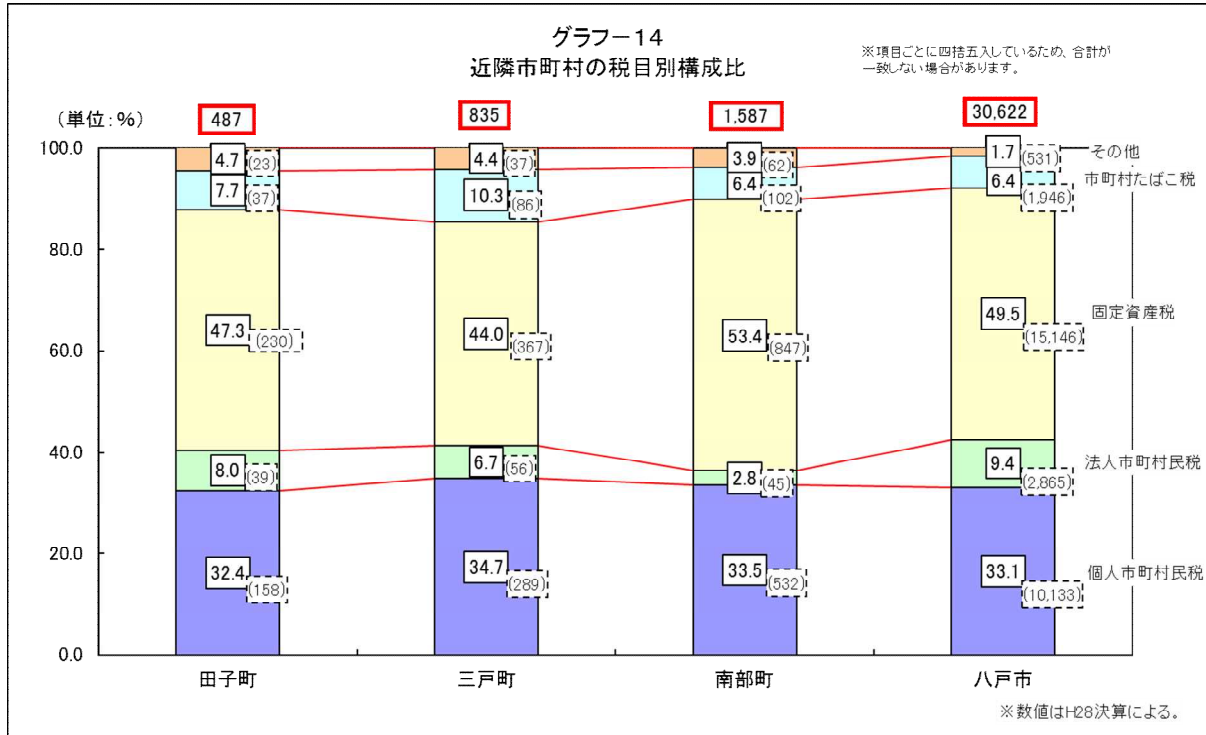


第2部 歳入の状況

(7) 近隣市町村の税目別構成比

税目別構成比を田子町と近隣市町村と比べてみると、三戸町はたばこ税の割合が高いため、相対的にその他の税目の構成比が低くなっています。

南部町は固定資産税の割合が高く、また、八戸市は法人市民税の割合が高くなっています。



3 地方交付税の状況

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。このうち、その大部分を占める普通交付税は、地方自治体が標準的な行政運営を行うために必要な一般財源額を合理的に算定した額である「基準財政需要額」から、町税や地方譲与税などの一般財源額を一定の方法によって算定したものである「基準財政収入額」を差し引いたその差額（財源不足額）に応じて交付されるものです。

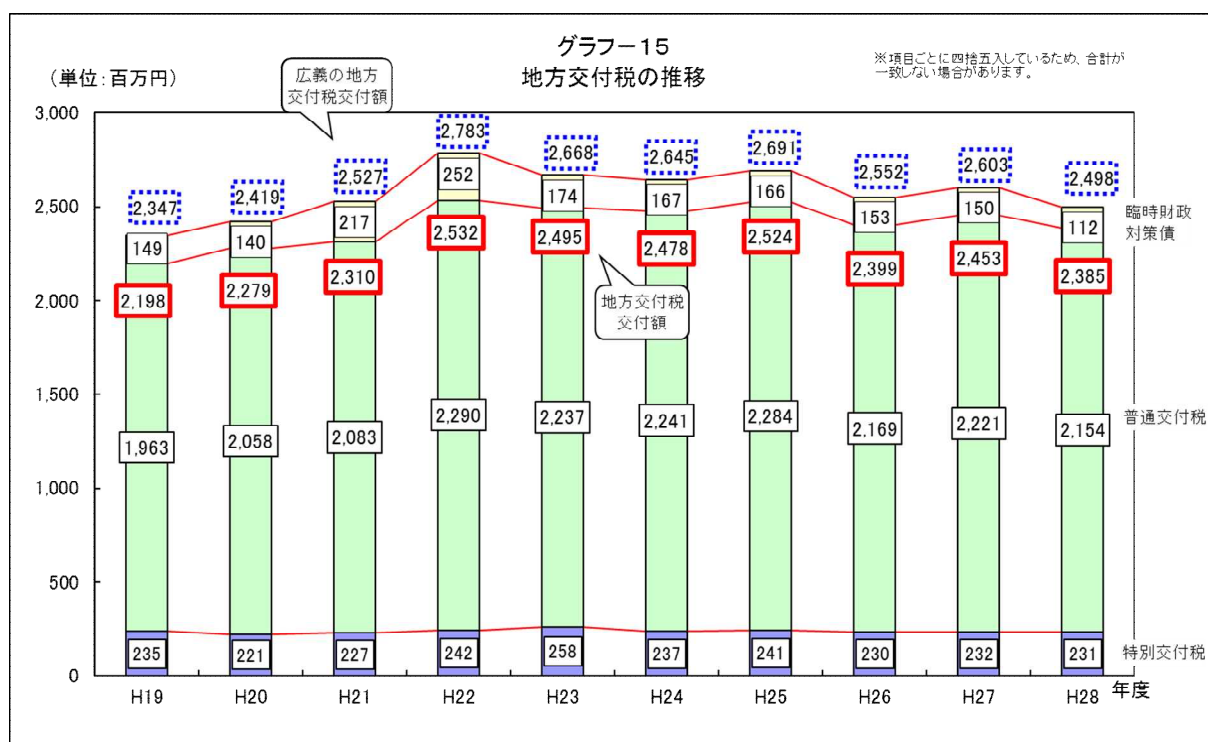
したがって、普通交付税は、各年度における「基準財政需要額」の増減や、税収の影響などによる「基準財政収入額」の増減に応じて変動するものです。

平成28年度の地方交付税交付額は、**23億85百万円**と前年度に比べ**68百万円の減額**となりました。13年度から発行している**臨時財政対策債(※)**の**1億12百万円**を含む**広義の地方交付税額**では**24億98百万円**となり、前年度に比べ**1億5百万円の減額**となりました。

※ 臨時財政対策債について

臨時財政対策債は、地方財政の財源不足を補てんするため、従来、地方交付税により交付されていた額の一部について、地方債に振り替えられるもので、平成13年度の臨時措置として導入されましたが、現在までその措置は延長されています。

なお、その元利償還金の100%が、後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されます。



(参考) 地方交付税制度

地方交付税を一言で表せば、「地域によって地方税の収入額に差があることから、地方間の財政力の不均衡を調整し、すべての地方公共団体に財源を保障するため、国に一旦集めてから交付される税」といえます。

1 地方交付税の機能

(1) 財政調整機能

地域によって、地方税の収入額に差があることから、地方交付税の配分を通じて、地域間の財政力の均衡を図っています。

(2) 財源保障機能

ア マクロ的側面：「地方交付税」の総額が国税 5 税の一定割合と法定されていることにより、地方財源は総額として保障されます。

所得税・法人税酒税の 33.1% 酒税の 50.0%

地方法人税の 100.0% 消費税の 22.2%

イ ミクロ的側面：すべての地方自治体に対し、「基準財政需要額」、「基準財政収入額」という基準の設定を通じて、必要な財源を保障しています。

2 地方交付税の種類

(1) 普通交付税（交付税総額の 94%）

財源不足団体（基準財政需要額 > 基準財政収入額）に対し交付されます。

(2) 特別交付税（交付税総額の 6%）

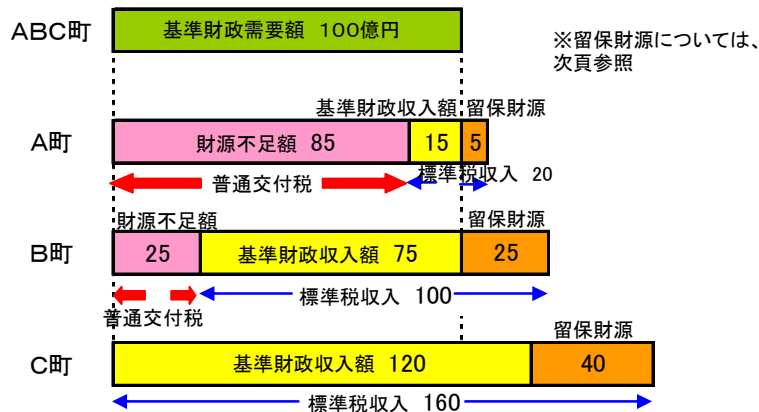
普通交付税で捕捉されない特別の財政需要（台風や地震などの災害に対する需要ほか）に対し交付されます。

3 普通交付税の算定

普通交付税の算定は以下の算式によっています。

$$\text{普通交付税} = \text{財源不足額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

基準財政需要額が同じABC町で比較してみると・・・



4 基準財政需要額及び基準財政収入額の算定

(1) 基準財政需要額の算定

「基準財政需要額」は、①人件費、物件費、扶助費などの**個別算定経費**、②人口規模や宅地、田畑など土地の利用形態による行政コスト差を反映させた経費である**包括算定経費**、③地方の財源不足を補てんするなどのために発行された地方債の元利償還金である**公債費**について算定されます。その算定式は、次のとおりです。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

単位費用：人口10万人を標準団体とした場合の「測定単位」あたりの費用

測定単位：国勢調査人口や道路台帳による道路面積などの指標

補正係数：各団体の特性に応じた経費の差を反映するため、「測定単位」を増減させる係数（段階補正・態容補正・密度補正・事業費補正など）

○ 基準財政需要額に算入される行政項目（市町村分・主なもの）

消防費	消防費
土木費	道路橋りょう費、公園費、下水道費
教育費	小学校費、中学校費
厚生費	生活保護費、社会福祉費、清掃費
産業経済費	農業行政費、商工行政費
その他の行政費	徴税费、戸籍住民基本台帳費
公債費	財源対策債、減税補てん債、過疎債、辺地債

(2) 基準財政収入額の算定

「基準財政収入額」は、標準的な一般財源収入額（標準税収入）の一定割合について算出されます。その割合は、市町村分については、原則としてその100分の75となっています。100分の25は「留保財源」と呼ばれ、

これは、

- ・財政収入において一定程度ゆとりを残すことにより、地方自治体が自主的、弾力的な財政運営が行えるようにすること。
- ・税収入の過不足を完全に交付税で補てんすると、地方自治体において税収確保の努力がなされなくなるおそれがあること。

などの理由からとられている措置です。

○ 基準財政収入額の対象税目（市町村分・主なもの）

普通税	市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税
県税交付金	利子割交付金、地方消費税交付金など
地方譲与税	地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税など
目的税	事業所税
その他	市町村交付金、地方特例交付金

5 基準財政需要額及び基準財政収入額の推移

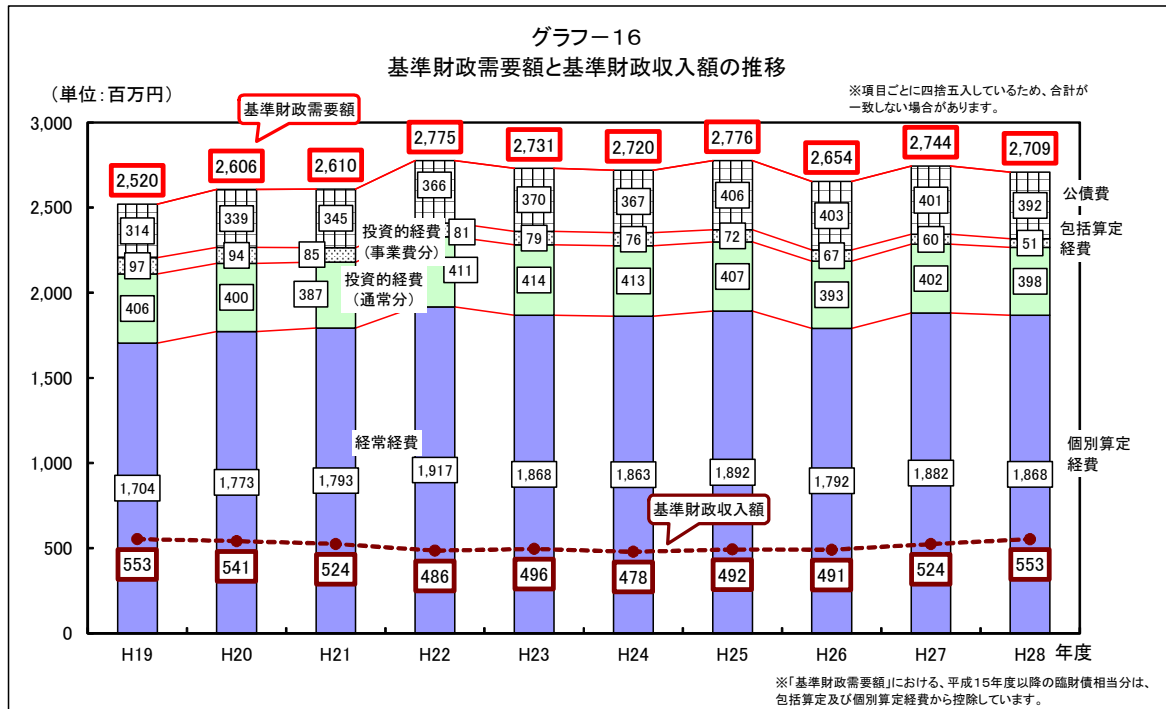
基準財政需要額（錯誤・調整額を除く）は、平成18年度、19年度は25億円程度で推移していましたが、20年度以降は増額傾向となり、27年度は27億44百万円、28年度は27億9百万円となっています。

項目別の経常経費は、15年度に「三位一体の改革」の影響を受け16億16百万円となりました。16年度以降は同改革の国庫補助負担金の一般財源化により増額となり、18年度は18億円となりました。19年度には、算定方法の簡素化により個別算定経費となり17億4百万円に減額となりましたが、20年度以降は地方再生対策費、地域緊急雇用対策費などの影響により増額し、28年度は、18億68百万円となっています。

投資的経費（通常分）は、10年度の8億87百万円をピークに年々減額し、18年度には3億41百万円となり、19年度から算定方法の簡素化により包括算定経費となり、28年度では3億98百万円となっています。

公債費は、12年度の4億7百万円をピークに、18年度まではゆるやかに減額し、3億円となりましたが、19年度から増額傾向となり、28年度は3億92百万円となっています。

基準財政収入額（錯誤・調整額を除く）は、毎年多少の増減はあるものの、平成21年度までは5億円台で推移していましたが、景気低迷による町税の減収を受け24年度には4億78百万円まで減額となり、25年度からは景気の回復等により増額傾向となり、28年度では5億53百万円となっています。



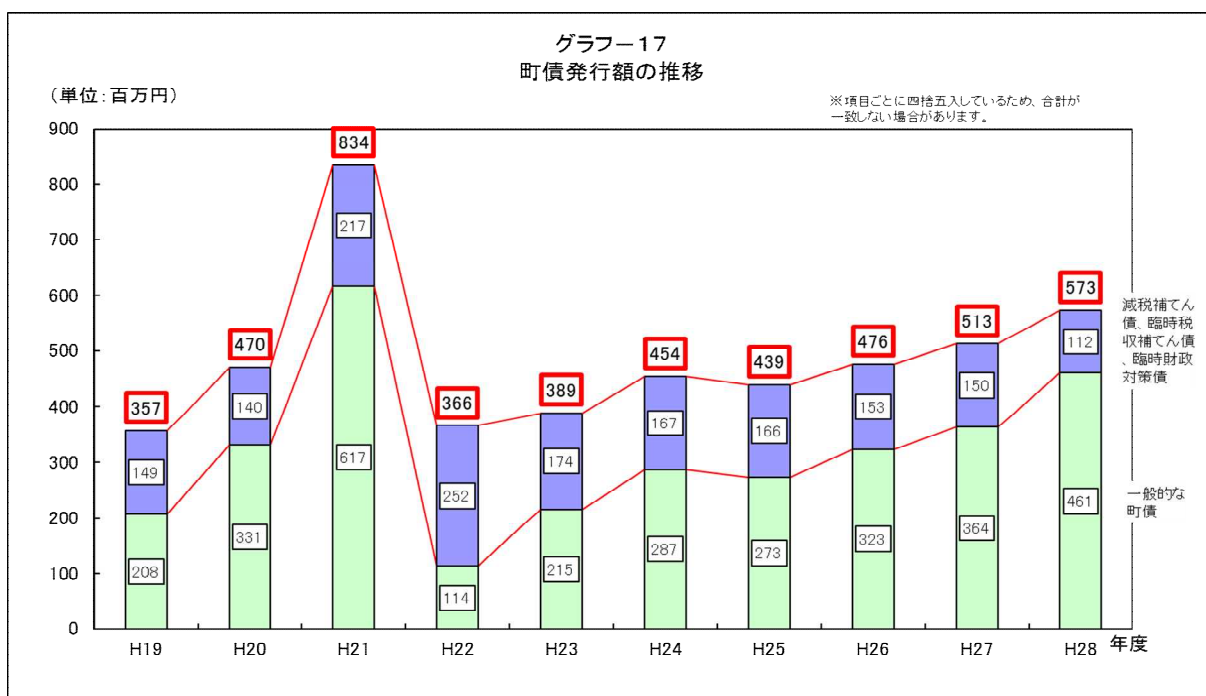
- ※ 1 個別算定経費は、国勢調査人口、道路の延長、公園・下水道、小中学校数、高齢者や農林業就業などの測定単位で算定されたものです。
- 2 包括算定経費は、人口、町の面積により算定されたものです。
- 3 公債費に係る事業費分は、過去の公共施設整備で投入された町債の許可額や毎年の償還額に応じて算定され、主なものとしては、臨時地方道整備事業債、義務教育施設整備事業債、地域総合整備事業債などがあります。
- 4 公債費の主なものは、過疎対策事業債、辺地対策事業債、災害復旧事業債、財源対策債、臨時財政対策債、減税補てん債などがあります。

4 町債の状況

(1) 町債発行額の推移

さまざまな町民ニーズに対応するため活用してきた町債は、将来にわたり財政の健全性を維持していくために、9年度の当初予算から、一般的な町債について発行額を計画的に抑制する方向で取り組んできました。しかし、老人福祉施設、ニンニクCA冷蔵庫及び三戸消防署田子分署の庁舎などの大規模な施設整備に活用したことや13年度からの臨時財政対策債などの発行額の増加により、15年度には9億82百万円に達しました。

16年度以降は臨時財政対策債を含め極力抑制するよう努めましたが、21年度は地域情報通信基盤整備事業（TCVデジタル化）の実施に伴い8億34百万円の発行額となりました。28年度は5億73百万円の発行額となっています。



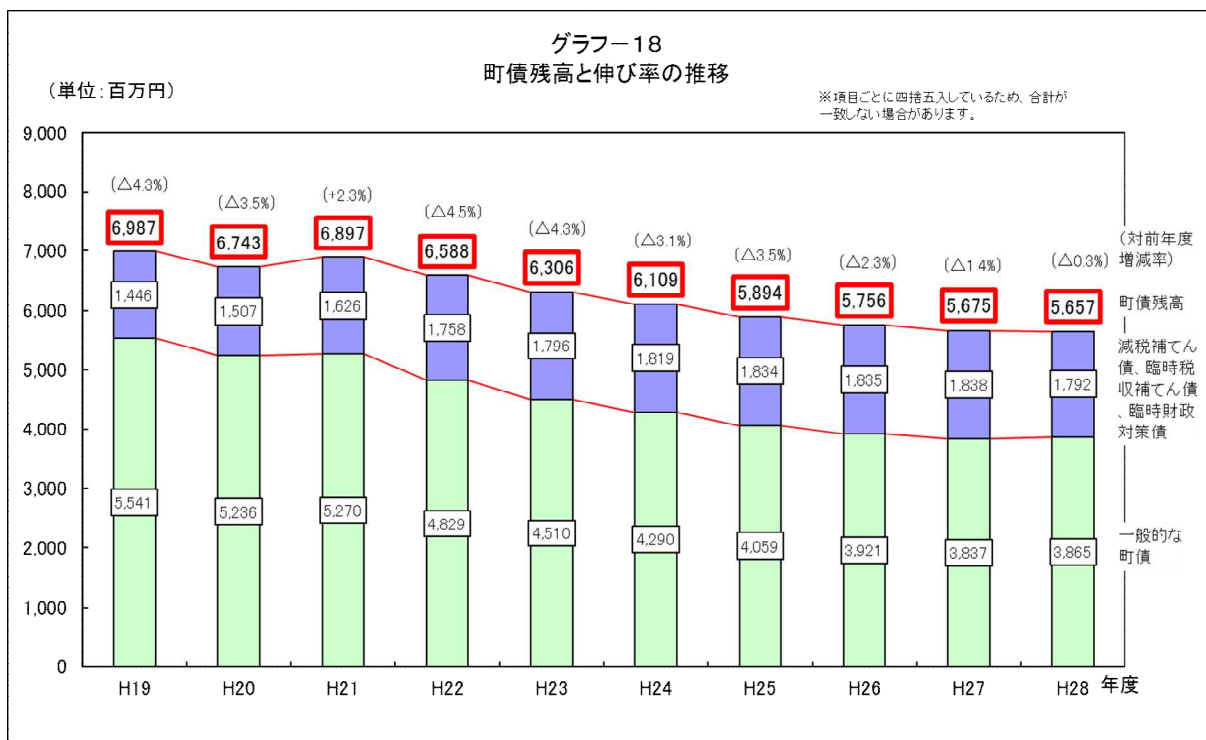
(2) 町債残高の推移

町債残高は、毎年度、元金返済分だけ減少し、新規発行分だけ増加しますので、新規発行額が元金返済額を上回れば町債残高は増えることとなります。

平成2年度から8年度にかけて、タップコブ創遊村、タップコピアンプラザ、ケーブルテレビ及び田子小学校整備などの大規模事業を実施した結果、8年度末の町債残高は99億52百万円に達しました。しかし、9年度以降、将来にわたって健全な財政を維持するため、発行額の抑制に努めたことにより減少傾向に転じました。

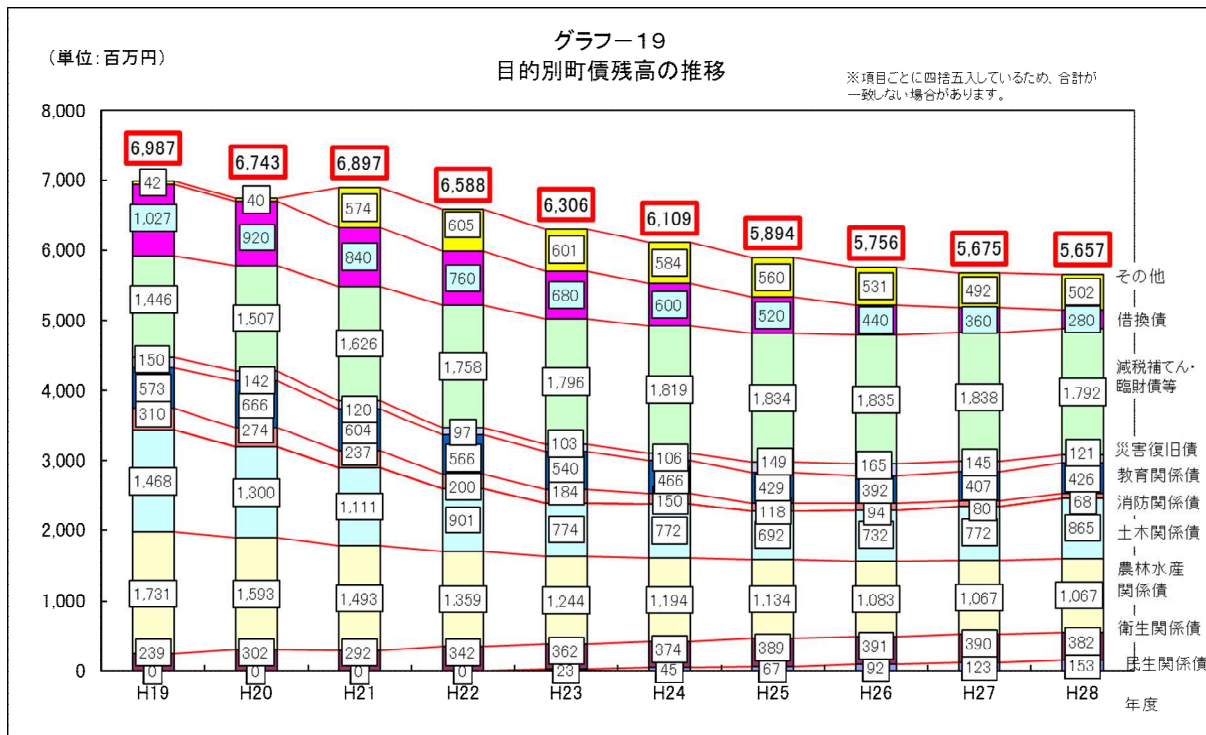
その後、臨時財政対策債の増額に伴い、15年度は若干増加したものの、16年度から20年度までは減少していました。21年度は地域情報通信基盤整備事業（TCVのデジタル化）の実施に伴い増額しましたが、22年度以降は減少となり28年度末の町債残高は0.3%減の56億57百万円となりました。

第2部 歳入の状況



(3) 目的別町債残高の推移

平成28年度末の町債残高は、**56億57百万円**となっており、その目的別内訳をみると、残高の大きい順から、減税補てん・臨時財政対策債等、農林水産関係債、土木関係債となっています。



(参考) 町債とは (町債の機能)

町債は、町の借金といわれるように、地方公共団体の資金調達手法の一つであるとともに、次のような積極的な機能を持っています。

1 財政支出と財政負担の年度間調整を図る機能

地方公共団体が災害復旧事業や大規模事業などを実施する場合、比較的短期間に多額の経費を要することがあります。これらを一般財源のみで賄うことは、他の行政施策の推進に大きな支障を及ぼすこととなります。そこで、町債の発行により所要の資金を調達し円滑に実施するとともに、元利償還金という形で後年度に財政負担を平準化することができます。

2 世代間の負担を公平化する機能

学校・公園・道路などの公共施設を建設する場合、その効用は長期間にわたるため、将来の住民も便益を受けることとなります。そこで、これらの建設経費について、その財源をすべて建設当時の税金などに求めるのではなく、一部を町債で賄い、それらの元利償還金の支払い財源に将来の税金を充てることにより、住民負担の世代間の公平を図ることができます。

3 一般財源を補完する機能

税制改革による減収や景気低迷による地方財源不足を補うため、町債の発行により、本来一般財源をもって措置されるべき不足額を臨時的に補う場合などが相当します。このような臨時的な町債については、その元利償還金の全部又は一部が、後年度の地方交付税の算定において基準財政需要額に算入されることとなっており、これにより、一般財源としての補完機能が高められています。

4 国の経済政策とのマクロ調整機能

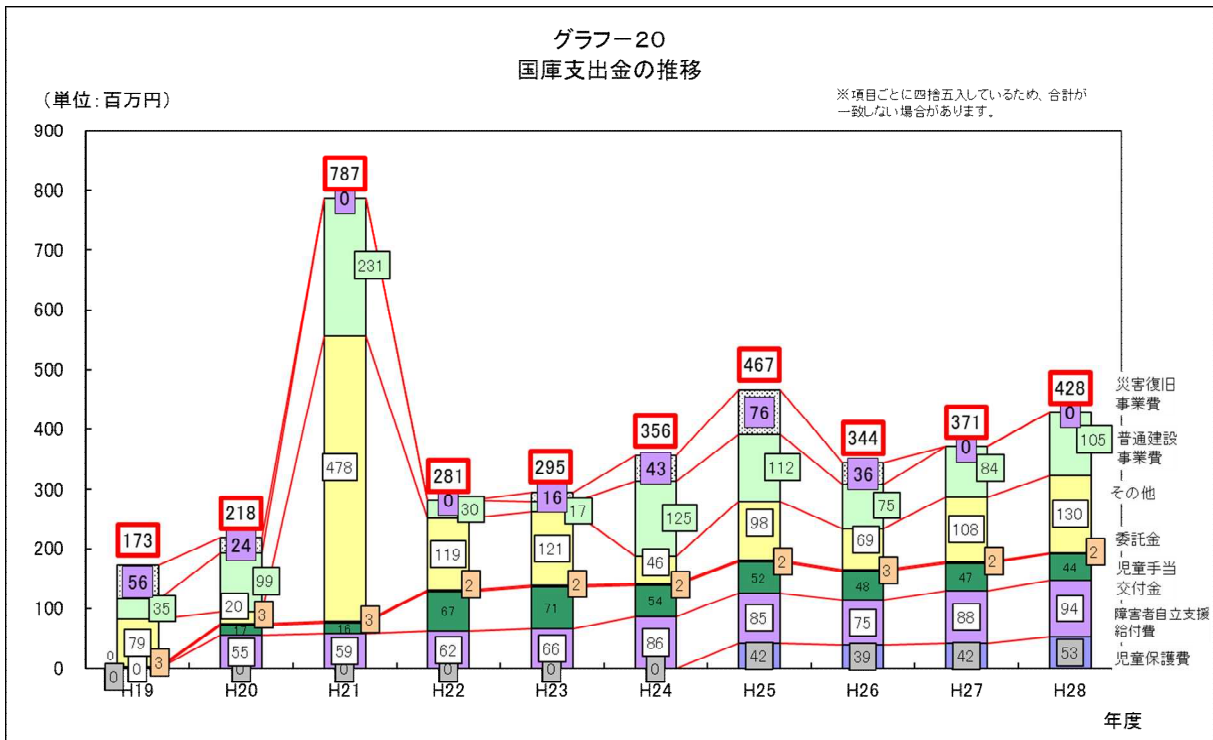
経済政策は、第一義的には国が中心となって行うものですが、国民経済に重要な位置を占める地方財政の現状を踏まえ、地方債の発行を通して公共事業の規模を調節することなどにより、景気対策などの経済政策の実効性を上げる手段としています。

5 その他の歳入の状況

(1) 国庫支出金

国庫支出金には、国が地方自治体の行う事務事業の円滑な運営を期するために、国が義務的に支出すべき **国庫負担金**、国が奨励的ないし財政援助的意図に基づいて交付する **国庫補助金**、本来は国が行うべき事務を国民の利便、経費の効率化などの観点から地方自治体に委託する場合に、その経費の全額が交付される **国庫委託金** があります。

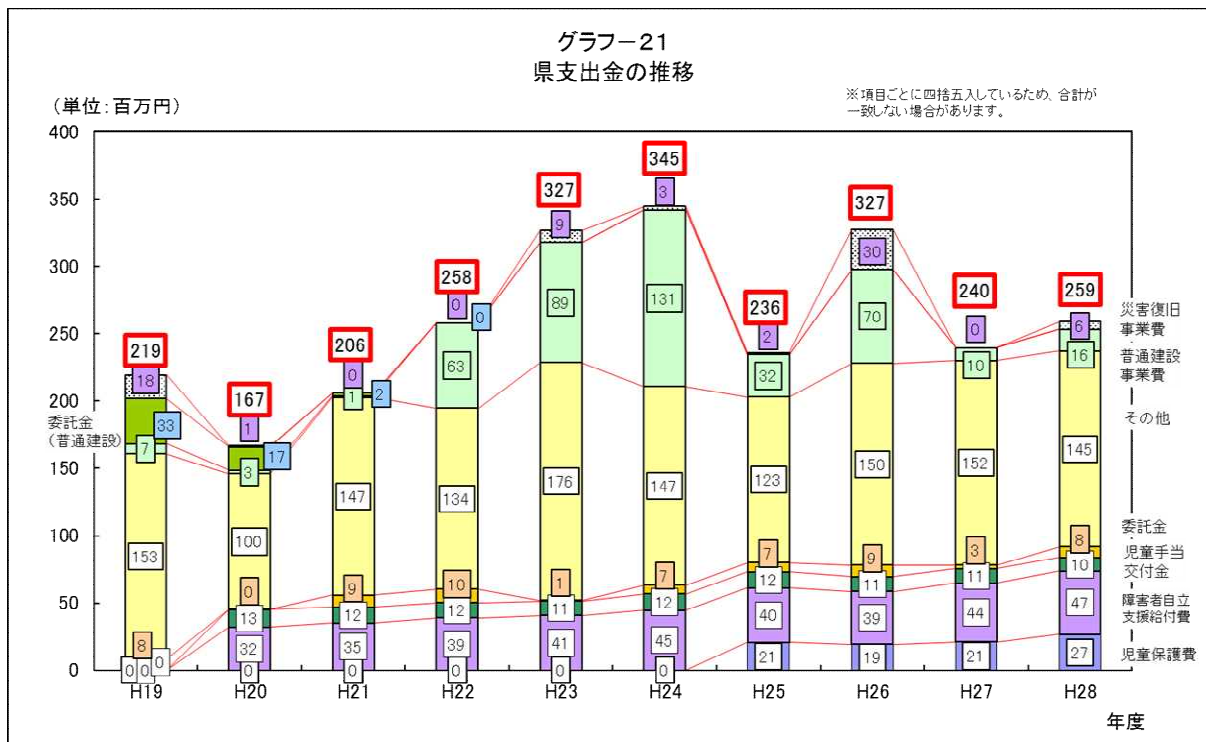
平成 21 年度は地域情報通信基盤整備事業や経済対策事業の実施などに伴い **7 億 87 百万円**となり、平成以降最大の金額となりました。**28 年度**は普通建設事業や障害者自立支援給付などの実施により **4 億 28 百万円**となりました。



(2) 県支出金

県支出金には、県が地方自治体の行う事務事業の円滑な運営を期するために、国と同様に義務的に支出すべき **県負担金**、県が奨励的ないし財政援助的意図に基づいて交付する **県補助金**、本来は県が行うべき事務を県民の利便、経費の効率化などの観点から地方自治体に委託する場合に、その経費の全額が交付される **県委託金** があります。

平成 28 年度は **2 億 59 百万円**となりました。



(3) 地方譲与税

地方自治体の財源とされているもののうち、課税の便宜上その他の事情から徴収事務を国が代行し、地方自治体へ譲与する税を地方譲与税といいます。

ア 自動車重量譲与税

自動車重量譲与税は、昭和46年度から自動車検査証の交付を受ける自動車などにその重量に応じて課税される税金で、その3分の1(平成14年度までは4分の1)が市町村の道路特定財源の充実を図るために、自動車重量譲与税として道路延長などをもとに市町村へ配分されています。**平成28年度は58百万円**となりました。

イ 地方道路譲与税

地方道路譲与税は、ガソリンに対し、揮発油税と併せて課されている税金です。昭和30年度に創設され、その全額が道路特定財源の充実を図るために、地方道路譲与税として道路延長などをもとに都道府県及び政令指定都市へ、さらに、昭和51年度からは市町村へも配分されていましたが、道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年度で廃止となりました。

なお、配分割合は、100分の58(平成14年度までは100分の43)が都道府県及び政令指定都市で、100分の42(平成14年度までは100分の57)が市町村分となっていました。

ウ 地方揮発油譲与税

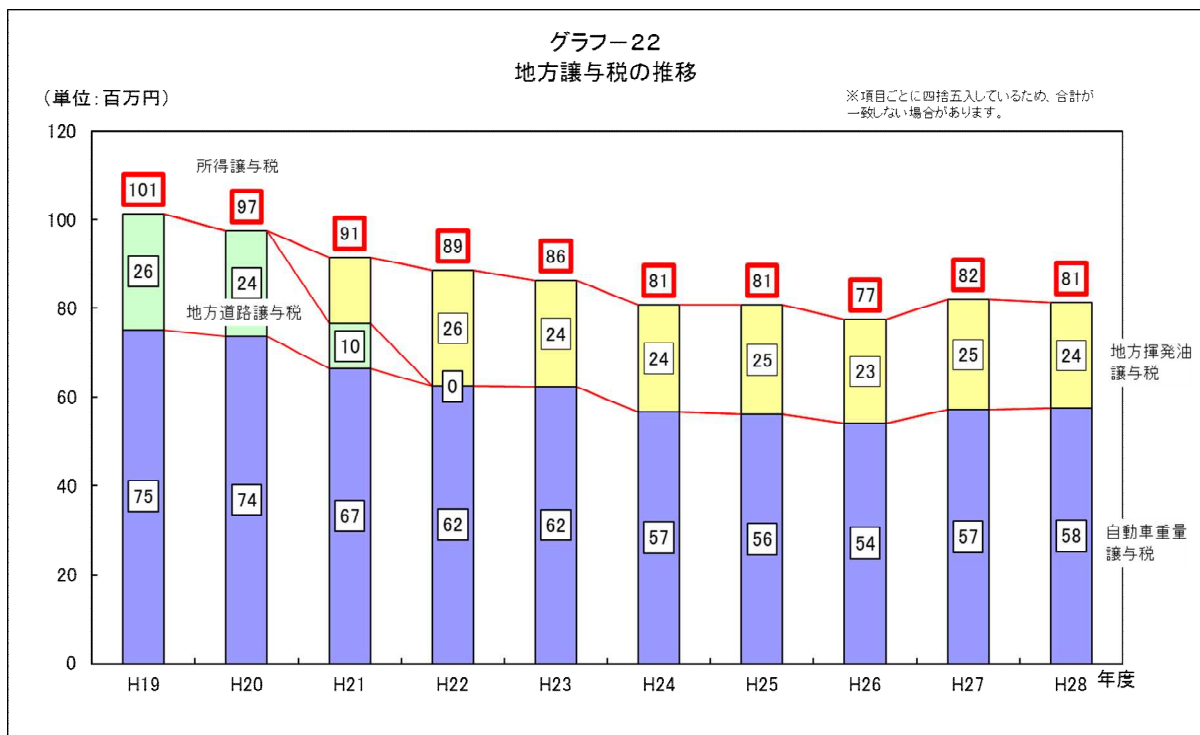
地方揮発油譲与税は、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められ、これまでの用途制限は廃止されました。配分割合は、地方道路譲与税と同じであり、**平成28年度は24百万円**となりました。

第 2 部 歳入の状況

エ 所得譲与税

所得譲与税は、平成 16 年度から 18 年度まで、「三位一体の改革」の一環として、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの暫定措置として創設されたものです。国庫補助負担金の廃止に対応する所得税収入の一部が、人口に応じて都道府県及び市町村へ配分されました。

上記以外にも、当町には交付されていませんが、石油ガス譲与税（都道府県及び政令指定都市へ交付）及び特別とん譲与税（外国貿易船が入港する港の所在する地方公共団体へ交付）があります。



(4) 県税交付金

県税交付金とは、地方税法の規定に基づき、県が徴収した税のうちの一一定部分を県内の市町村（政令指定都市を含む）に交付する制度で、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金があります。これ以外にも、当町には交付されていませんが、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金があります。

ア 利子割交付金

昭和 63 年度から、銀行預金利子などの利子にかかる住民税については、金融機関などを通じて県税として納税されることになりました（これを県民税利子割といいます）。この税収から、県が取扱費として 5% を控除した残りの 95% のうち、5分の3の金額が県内に所在する市町村に交付されます。**平成 28 年度は 0.5 百万円**となりました。

イ 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金は、昭和 43 年度に地方道、特に市町村道の整備を促進する

財源として創設されたもので、自動車の取得に対して課される税金です。県の税収から県が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち、その70%は県内所在の市町村に交付されます。**平成28年度**は13%増の**16百万円**となりました。

ウ 地方消費税交付金

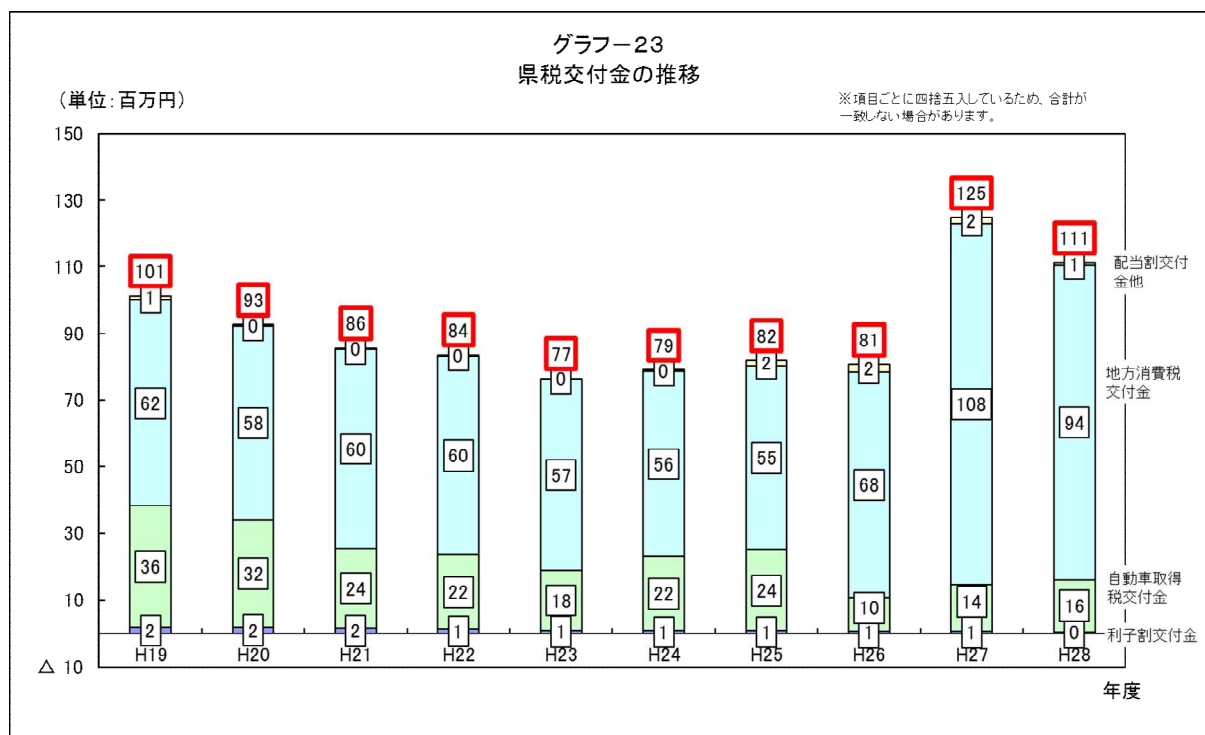
地方消費税は、平成9年度に創設されたもので、税率1.7%の県税です（なお、地方消費税は、当分の間、国において6.3%の消費税と併せて課されることとなっています）。県の税収のうち、50%の金額が県内に所在する市町村に交付されます。**平成28年度**は**94百万円**となりました。

エ 配当割交付金

平成16年1月1日以降、上場株式などの配当に対して、税率5%（平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は3%）の県税が課税されることになりました（これを県民税配当割といいます）。この税収から、県が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち、68%（平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は3分の2）の金額が県内に所在する市町村に交付されます。**平成28年度**は**1百万円**となりました。

オ 株式等譲渡所得割交付金

平成16年1月1日以降に発生した、源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式などの譲渡益などに対して、税率5%（平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間は3%）の県税が課税されることになりました（これを県民税株式等譲渡所得割といいます）。この税収から、県が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち、68%（平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間は3分の2）の金額が県内に所在する市町村に交付されます。**平成28年度**は**0.3百万円**となりました。



(5) 地方特例交付金・特別交付金

特例交付金は、平成18年度までは、11年度の恒久的な減税に伴う地方税の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から交付されてきました。平成19年度からは、廃止に伴う平成21年度までの経過措置として、**特別交付金**が交付されています。なお、普通交付税の算定に際しては、地方税と同じ扱いとされ、交付額の75%が基準財政収入額に算入されます。

18年度から23年度までは**児童手当の制度拡充**（支給対象年齢の引き上げ、所得要件の緩和）に伴う地方負担の増加に対応するため、当分の間の措置として、**児童手当特例交付金**が創設され、国の交付を受けています。交付方法は、小学校4～6年の児童数及び3歳未満の児童数（第1子及び第2子）により按分し交付されています。なお、普通交付税の算定に際しては、地方税と同じ扱いとされ、交付額の100%が基準財政収入額に算入されます。

また、20年度からは**所得税（国税）から個人市町村民税（町税）への税源移譲の影響**（所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額について、個人市町村民税から控除）に伴う減収を補填するため交付されています。なお、普通交付税の算定に際しては、地方税と同じ扱いとされ、交付額の75%が基準財政収入額に算入されます。

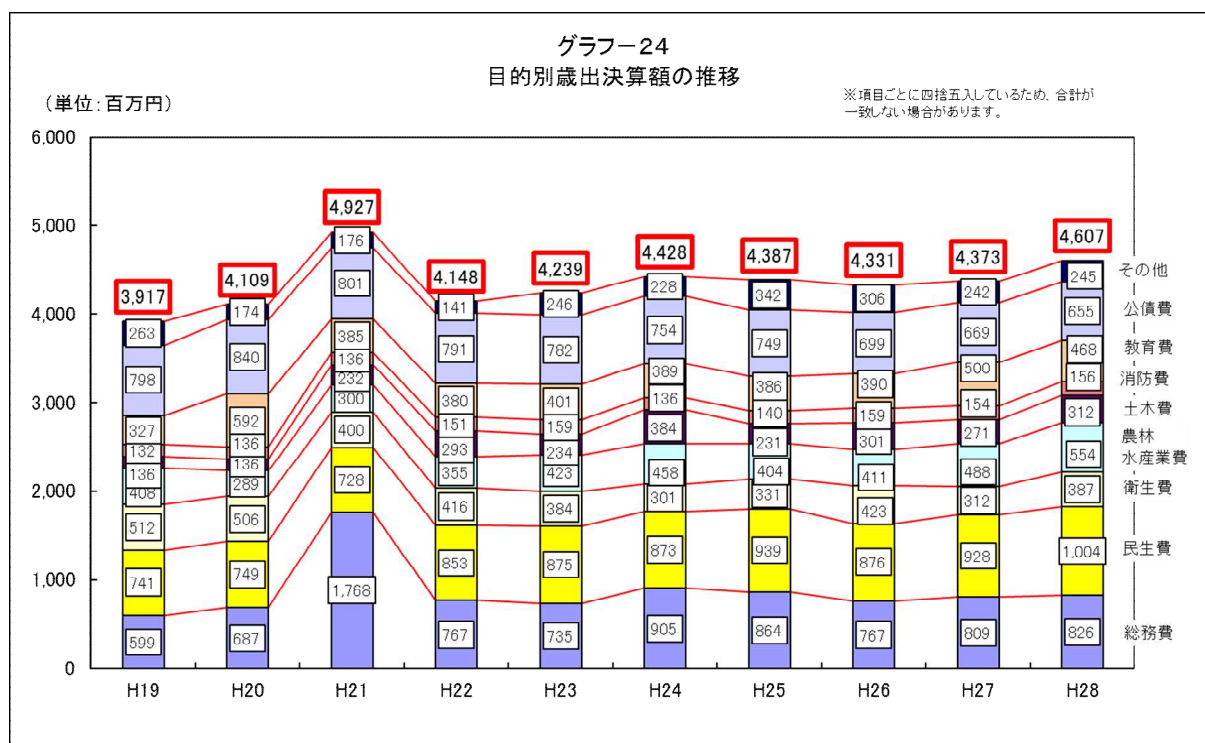
第3部 歳出の状況

1 目的別歳出構造

(1) 目的別歳出決算額の推移

歳出をその目的に着目して分類し、推移を見たのが下のグラフです。

平成28年度の歳出決算額は46億7百万円で、前年度に比べ5.4%、2億34百万円の増額となっており、決算額の大きいものとしては、高齢者・障害者などに対する福祉サービス、国保・介護などの特別会計への繰出金及び保育園運営費などに向けられる「民生費（10億4百万円）」、集会施設の管理費やタプコピアンプラザ管理運営などの「総務費（8億26百万円）」、町が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の償還利子である「公債費（6億55百万円）」、小中学校の管理運営費などに要する経費である「教育費（4億68百万円）」、農林畜産業の振興対策などに要する経費である「農林水産業費（5億54百万円）」などがあげられます。



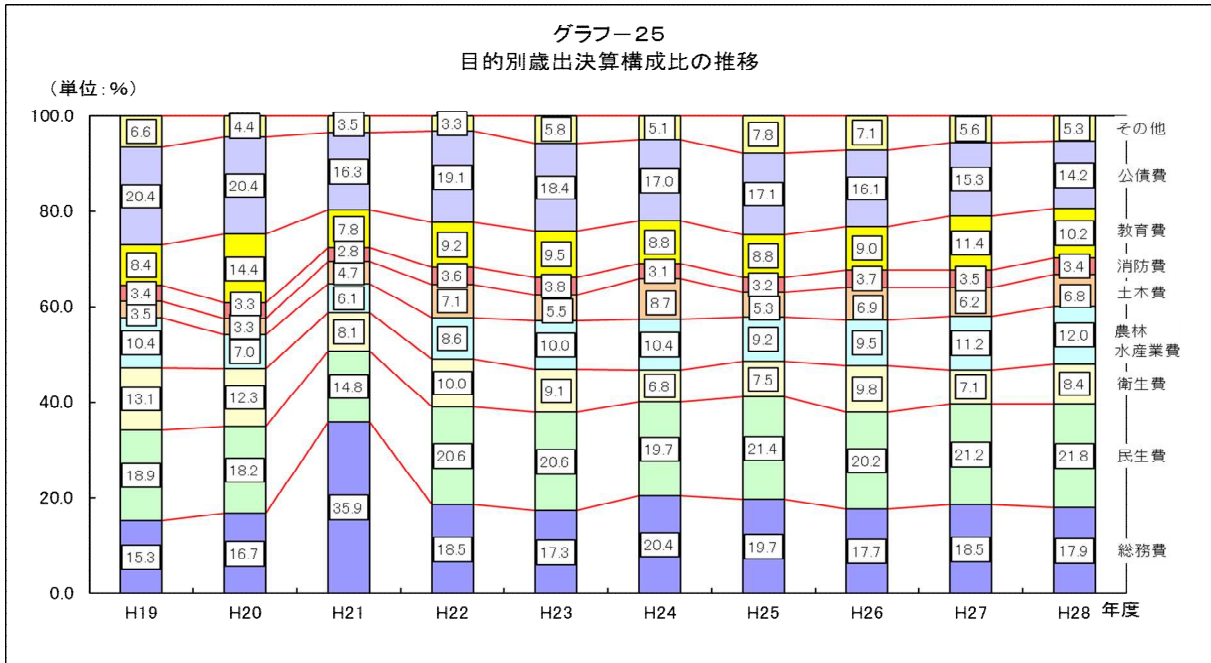
(2) 目的別歳出決算構成比の推移

構成比の推移を見てみると、この10年間は総務費・民生費・公債費の割合が高い状況が続いています。

また、20年度の教育費、21年度の総務費、24年度の農林水産業費などのように、大規模な普通建設事業を実施した場合には、その費目の構成比が大きくなり、相対的にそれ以外の費目はいずれも減少しています。

公債費は、決算額・構成比とも減少傾向にありますが、その構成比は依然として高い割合を占めている状況にあります。

第3部 歳出の状況

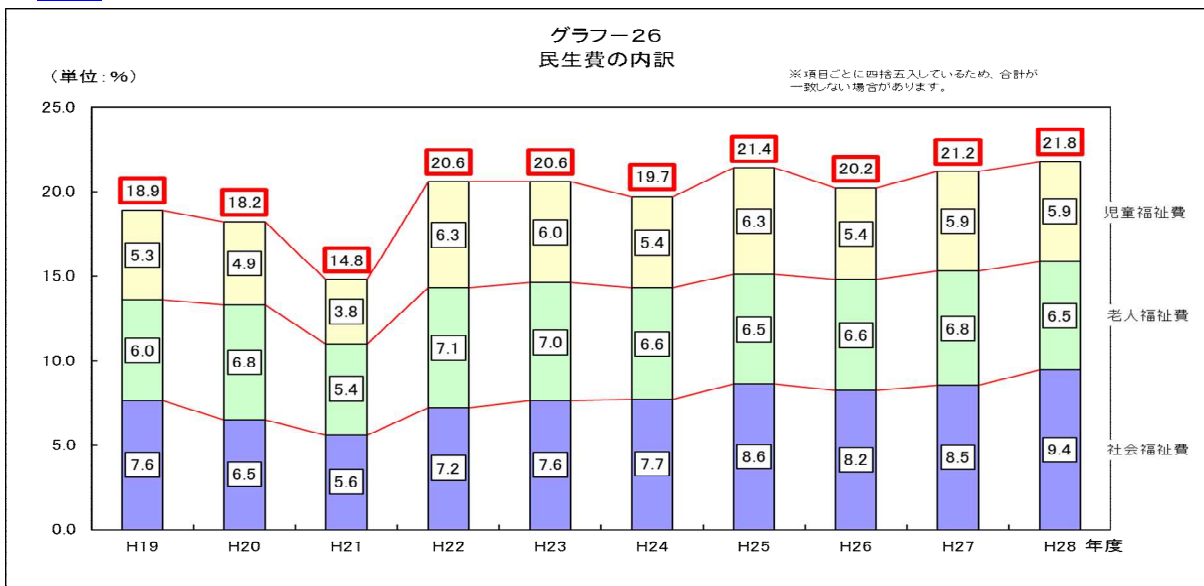


(3) 目的別歳出決算構成比の主なものの内訳

ア 民生費

民生費には、障害者手当費や国民健康保険事業への繰出金などの「**社会福祉費**」、老人福祉センターなどの施設運営費や介護予防のための経費並びに介護保険事業への繰出金などの「**高齢者福祉費**」、児童手当費や保育園運営費負担金などの「**児童福祉費**」があります。

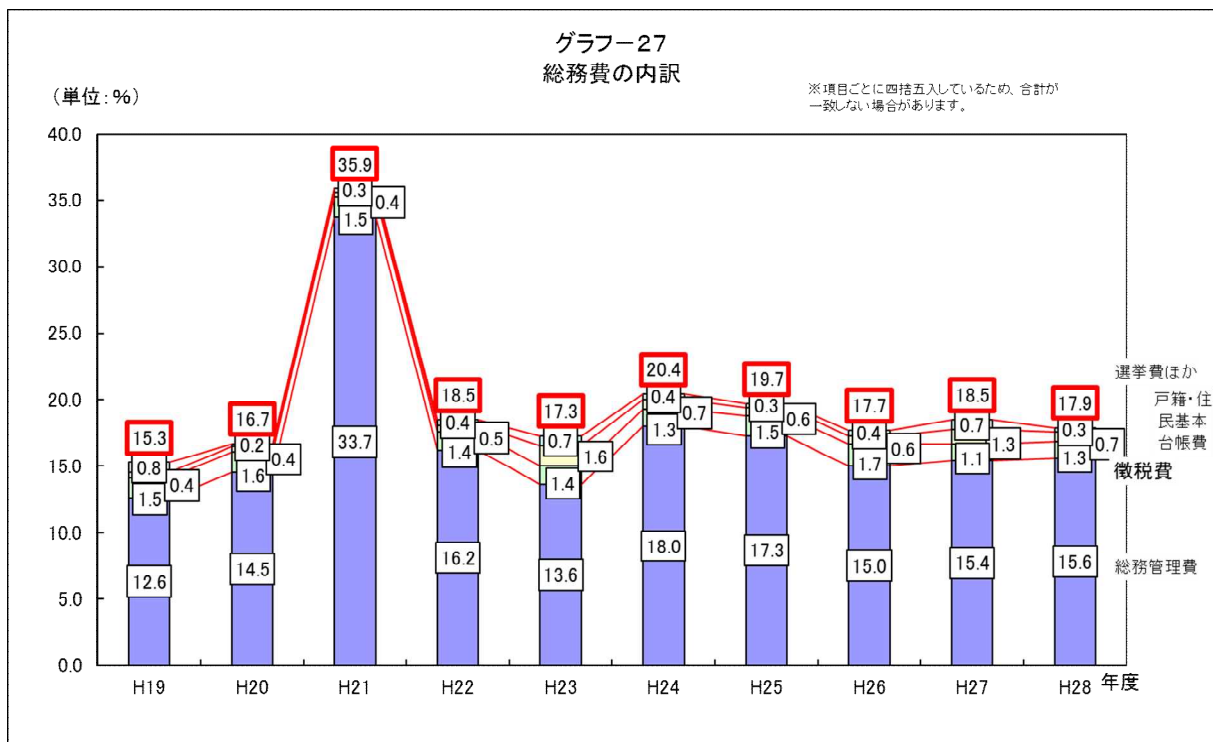
民生費全体の構成比は、**平成18年度から21年度は、概ね15%から18%**で推移していましたが、障害者の扶助費の増額や後期高齢者医療制度の創設による負担金の影響、介護保険特別会計への繰出金の増額、保育園の民営化や児童手当の拡充などにより、すべての費目で比率が増加しています。**28年度は、全体で21.8%**を占めています。



イ 総務費の内訳

総務費には、全般的な管理事務に要する経費、企画調整・財政・財務管理に要する経費、コミュニティ活動に要する経費、集会施設やTCVの管理運営などに要する「**総務管理費**」、町税の賦課徴収事務に要する「**徴税费**」、戸籍・住民登録事務に要する「**戸籍・住民基本台帳費**」、選挙・統計調査・監査事務に要する「**選挙費ほか**」があります。

総務費全体の構成比は、平成18年度から20年度までは、概ね15%から17%で推移していましたが、21年度は、地域情報通信基盤整備事業（TCVのデジタル化）の影響により総務管理費の比率が大幅に増加しました。28年度では、全体で17.9%を占めています。

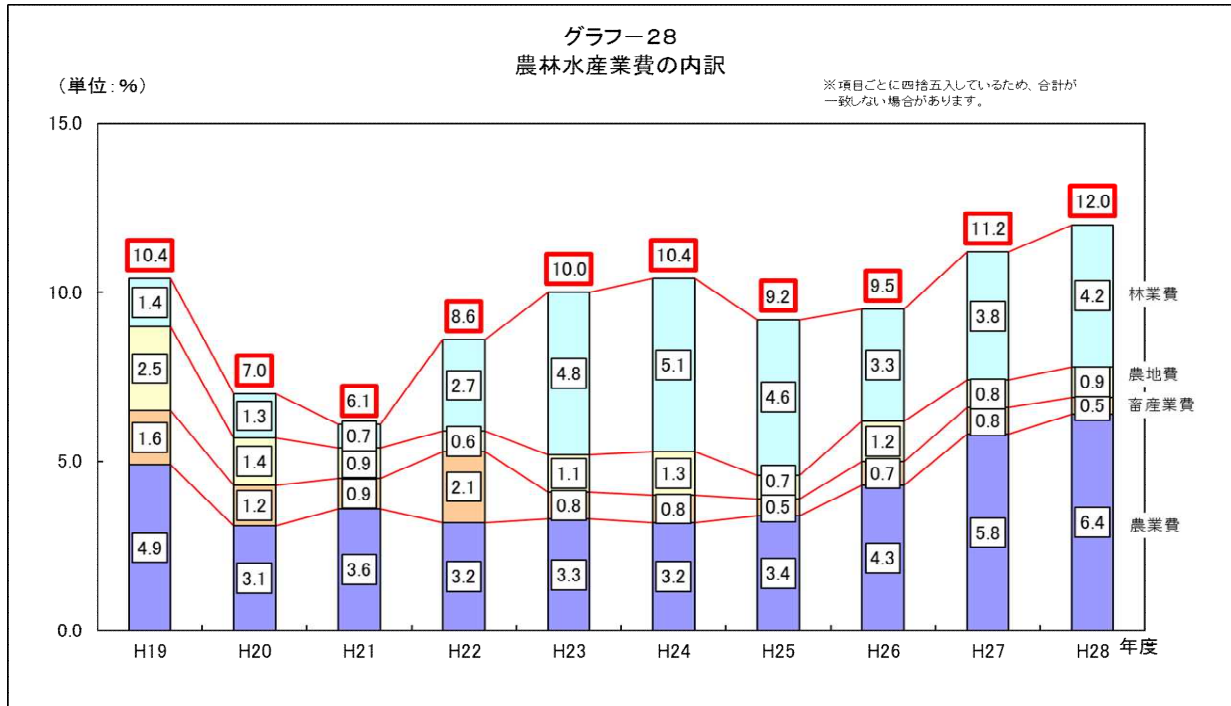


ウ 農林水産業費

農林水産業費は、農業、畜産業、林業、水産業の振興に要する経費や治山事業などを行うための経費が含まれています。

農林水産業費全体の構成比は、平成17年度までは、にんにくCA冷蔵庫整備事業を実施したため農業費の比率が大幅に増加していたため、全体で17.4%を占めていました。18年度以降は、開発センター、農村環境改善センター、農業者トレーニングセンターなどの施設管理に係る経費を管理委任先である教育委員会の教育費へ移動したこと及びガーリックセンター用地に係る土地開発公社への償還が完了したことから6%から10%に減少しました。23年度以降は、林道開設事業である山のみち地域づくり交付金事業の実施に伴い、林業費が大幅に増加したことから概ね10%で推移しています。28年度は、全体で12.0%を占めています。

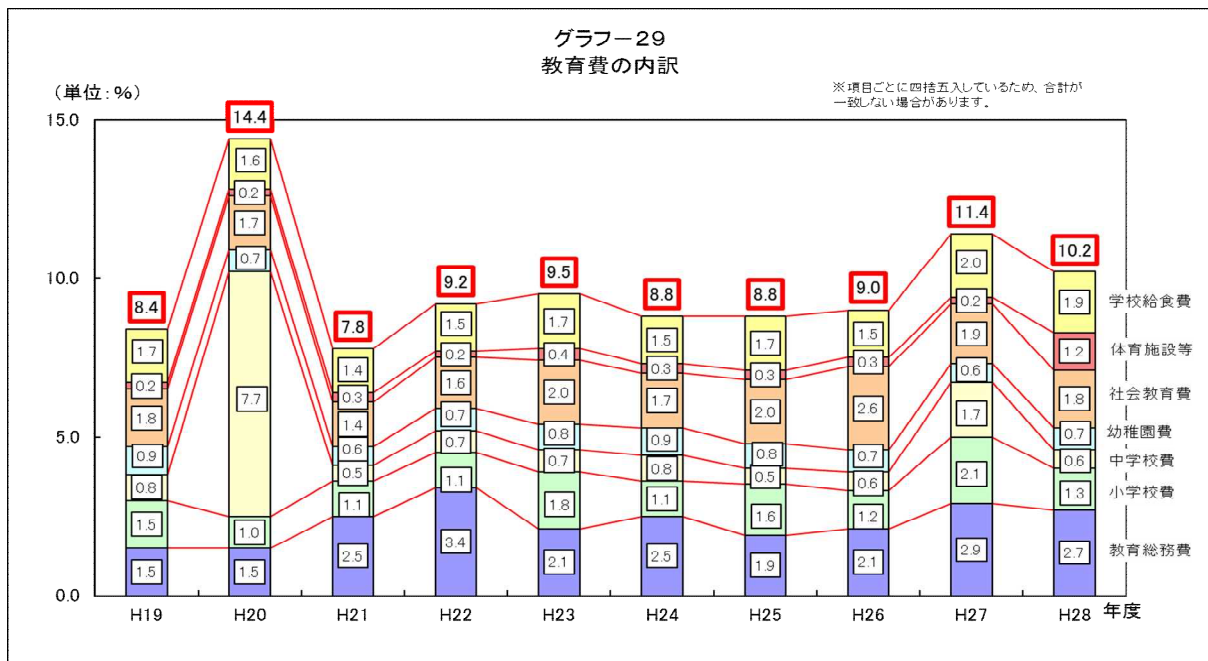
第3部 歳出の状況



エ 教育費の内訳

教育費には、町立学校の建設や運営に要する経費のほか、生涯学習などに関する施策を推進するための経費や学校給食運営のための経費などが含まれています。

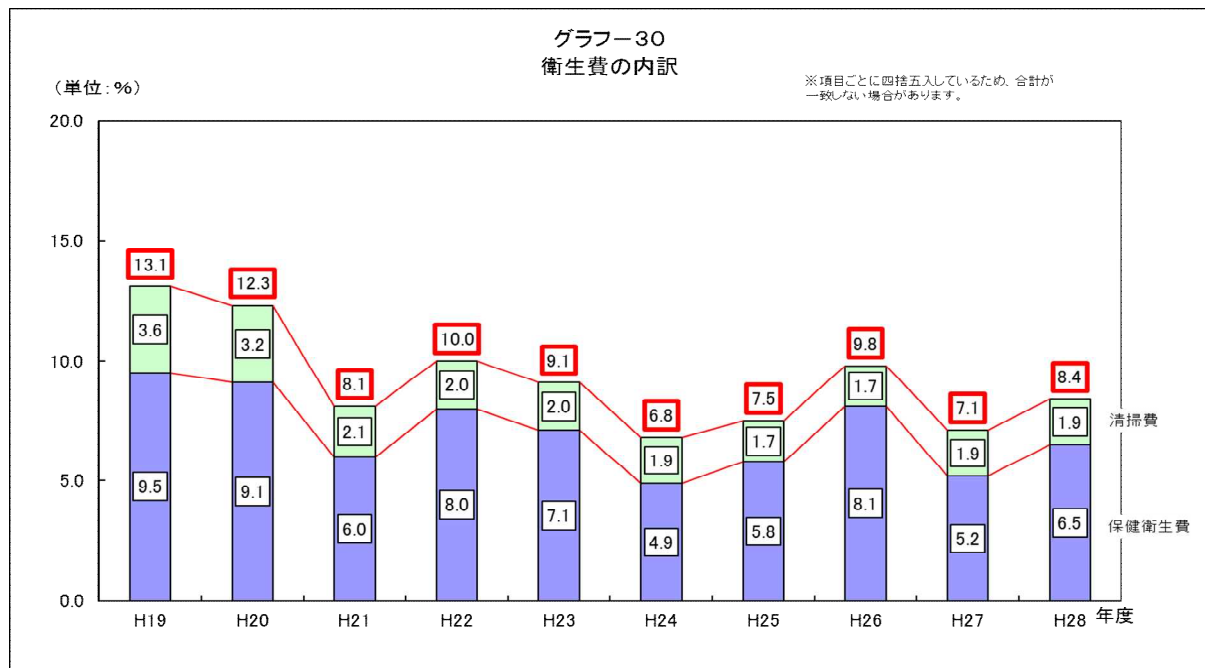
教育費全体の構成比は、平成18年度から19年度までは、概ね8%から10%で推移していましたが、20年度は田子中学校大規模改造及び耐震補強事業の実施により中学校費の比率が増加し14.4%となりました。また、27年度は田子中学校グラウンド改修工事により中学校費の比率が増加しました。28年度は、全体で10.2%を占めています。



オ 衛生費の内訳

衛生費には、健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費や保健事業などに要する「保健衛生費」と環境対策などに要する経費の「清掃費」があります。

衛生費全体の構成比は、17年度は、概ね9%でしたが、18年度から20年度までは、病院事業の廃止に伴う事業清算のための補助金の増額や診療所事業及び老健施設事業への繰出金の増加などにより、保健衛生費の比率が増加し概ね12%から13%で推移しましたが、21年度以降は減少となりました。28年度は、全体で8.4%を占めています。



2 性質別歳出構造

(1) 性質別歳出決算額の推移

歳出をその性質に着目して分類し、推移を見たのが下のグラフです。

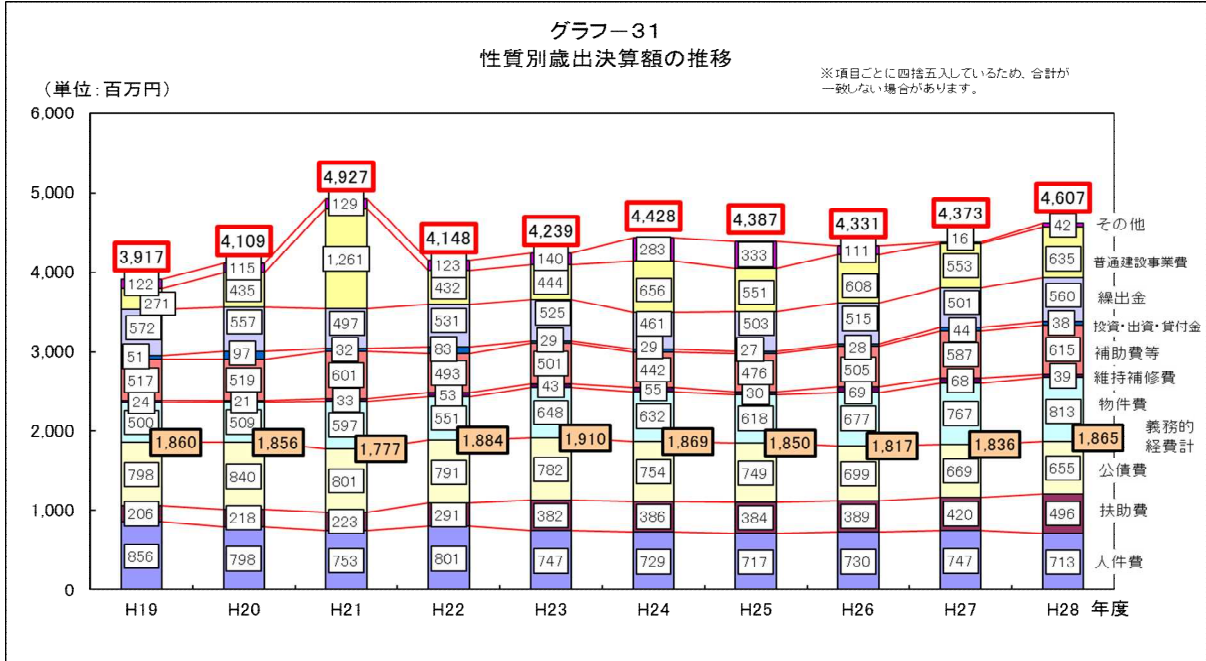
職員給与費などの「人件費」、児童・高齢者や障害者などに対するさまざまなサービスに要する経費、例えば児童手当の支給や医療費の助成、障害者の方々に係る手当の支給などの「扶助費」、町債の元金償還や利払いなどに要する経費である「公債費」、賃金・旅費・需用費・委託料・備品購入費などの「物件費」、一部事務組合や関係団体、公営企業会計などに対する負担金・補助金などの「補助費等」、国保事業や介護事業などの特別会計に係る「繰出金」、施設や道路などの整備に要する投資的経費である「普通建設事業費」などに分けることができます。

性質別歳出の内訳で平成28年度決算額が大きいものとしては、「物件費（8億13百万円）」、「人件費（7億13百万円）」、「公債費（6億55百万円）」、「補助費（6億15百万円）」があげられます。

なお、「義務的経費」とは、「人件費」「扶助費」「公債費」の3つを合わせたものであり、歳出のうち、その性質から支出が義務づけられ、硬直性の強い経費と

第3部 歳出の状況

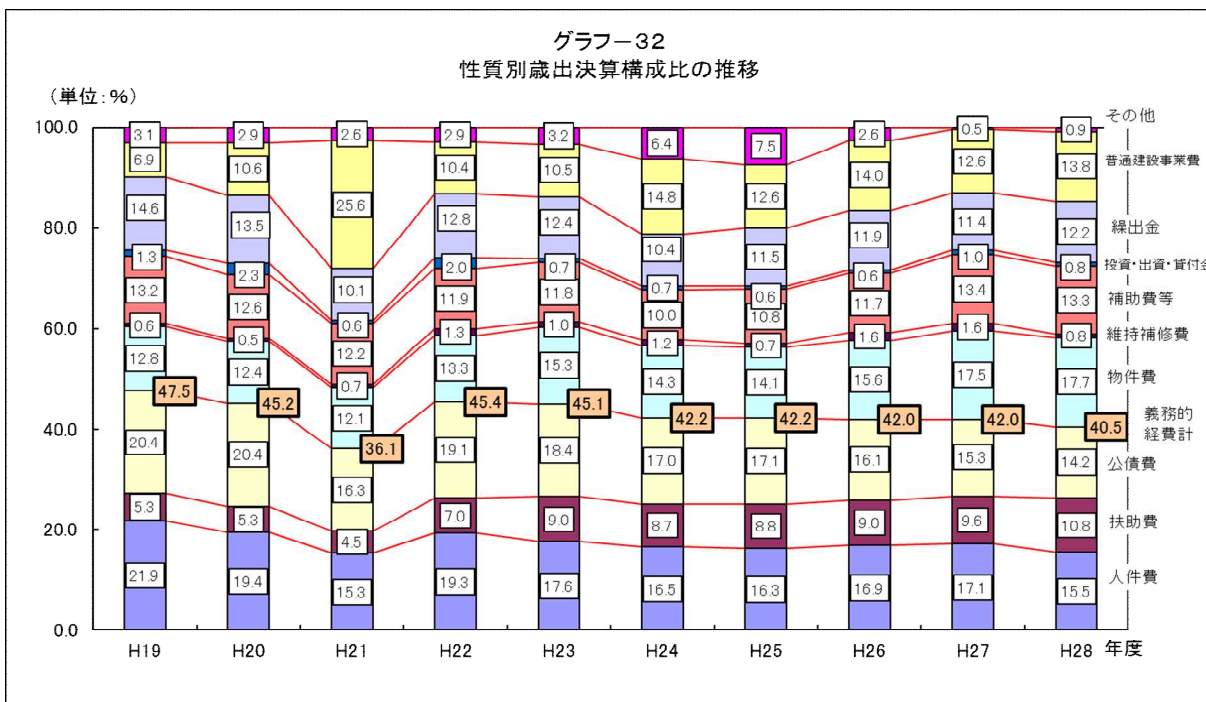
されています。19年度には18億60百万円だったものが、28年度では18億65百万円となりました。



(2) 性質別歳出決算構成比の推移

構成比をしてみると、平成28年度では「人件費」15.5%、「物件費」17.7%、「公債費」14.2%などが大きな比率を占めています。

この10年間の「義務的経費（人件費・扶助費・公債費）」の推移は、歳出総額は横ばい状況にあるもののその占める割合は減少傾向で推移しています。28年度は40.5%となっています。

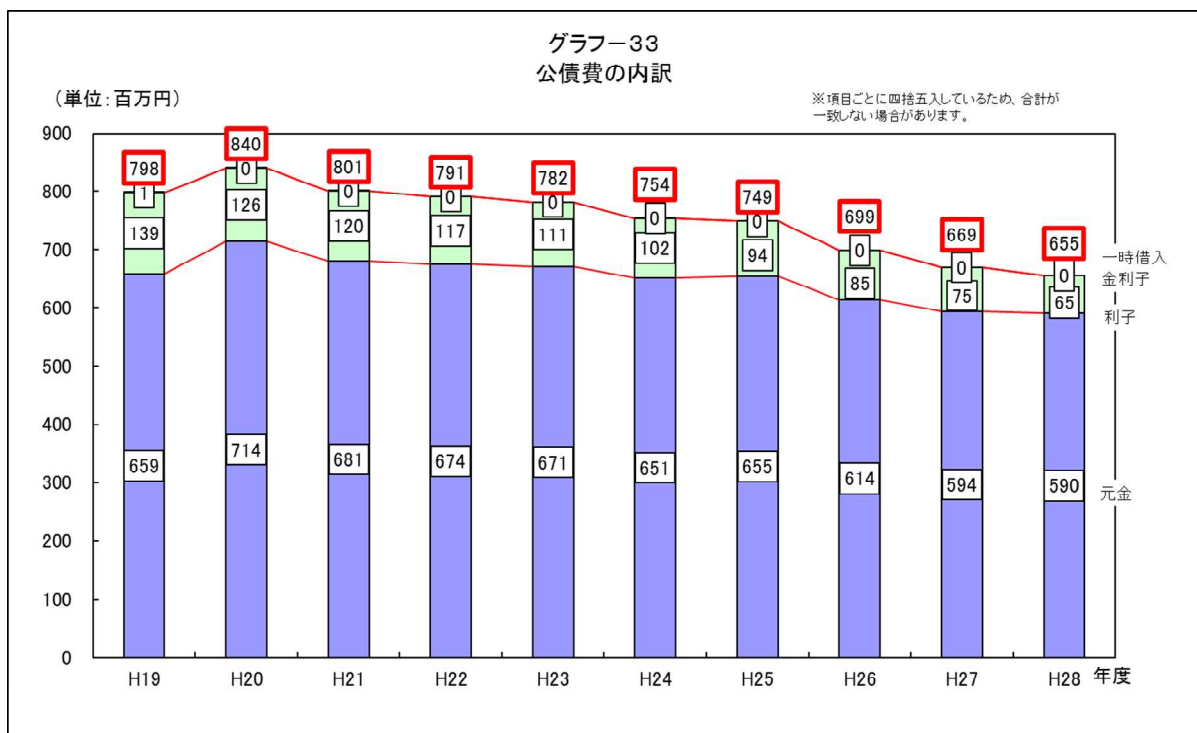


(3) 性質別歳出の主なものの内訳

ア 公債費の状況

公債費は、町が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の償還利子をいいます。

公債費のピークは、平成11年度の14億46百万円であり、歳出総額の25.6%を占めていました。12年度以降は新規発行債の抑制や金利の高い既発債の低金利なものへの借換え及び任意の繰上償還などを実施した結果減額傾向となり、28年度は10年前に比べ1億43百万円減の6億55百万円となりましたが、歳出全体に占める割合は14.2%となっており、依然として高い割合を占める状況が続いています。

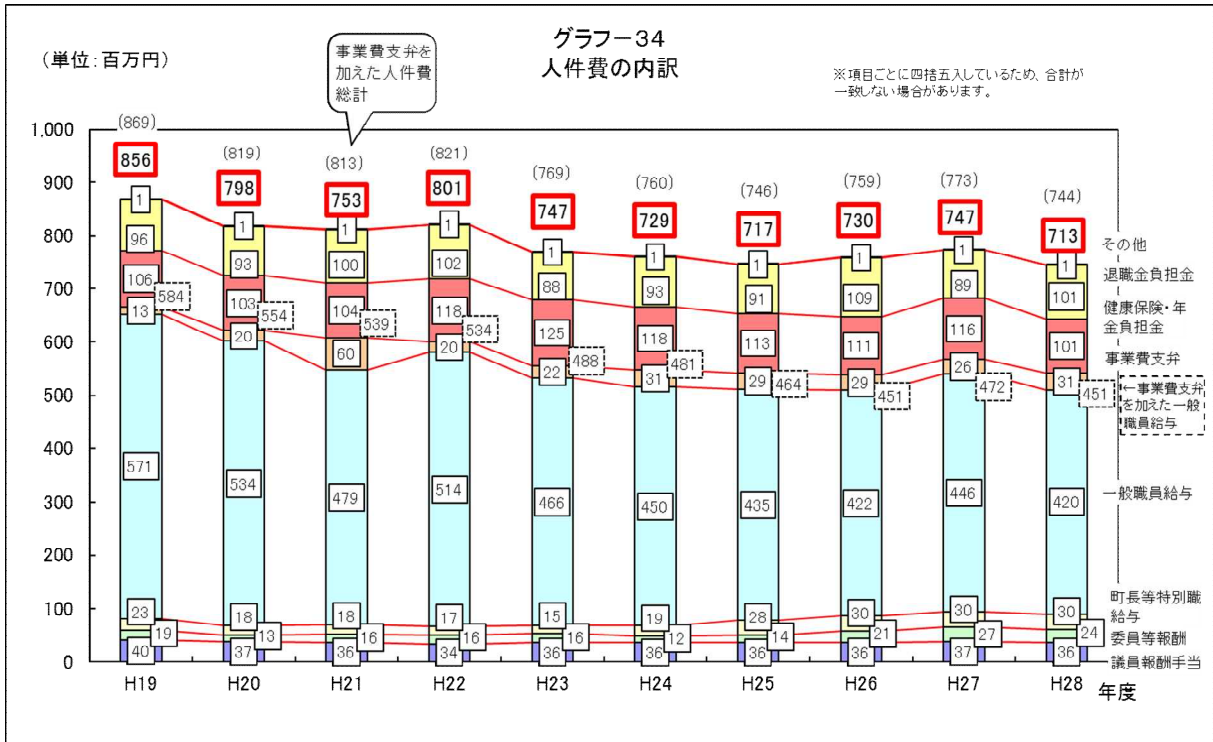


イ 人件費の内訳

人件費は、町長ほか特別職及び一般職員の給料、町議会議員及び各行政委員会や協議会の委員などに支払われる報酬などの一切の経費をいいます。

人件費は、平成10年度の10億95百万円がピークとなっています。18年度、は8億60百万円でしたが、19年度以降は退職者の不補充などによる職員数の削減や特例措置による町議会議員、町長など特別職及び一般職員の報酬、給料、手当の削減措置などにより減額傾向が加速しました。平成26年度からは、退職者の再任用制度が開始されたことにより増加となり、28年度は10年前に比べて1億43百万円減の7億13百万円となりました。

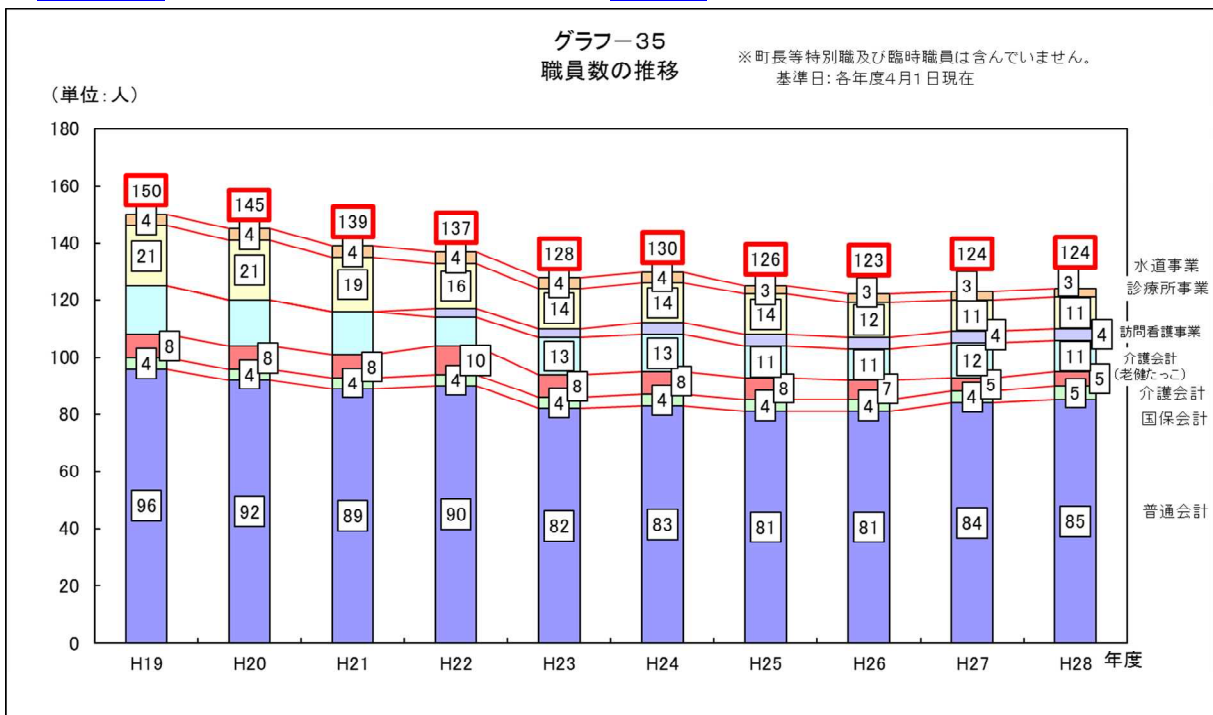
第3部 歳出の状況



ウ 職員数の推移

職員数全体のピークは平成7年度の194人、普通会計の職員数においても7年度の135人がピークとなっています。

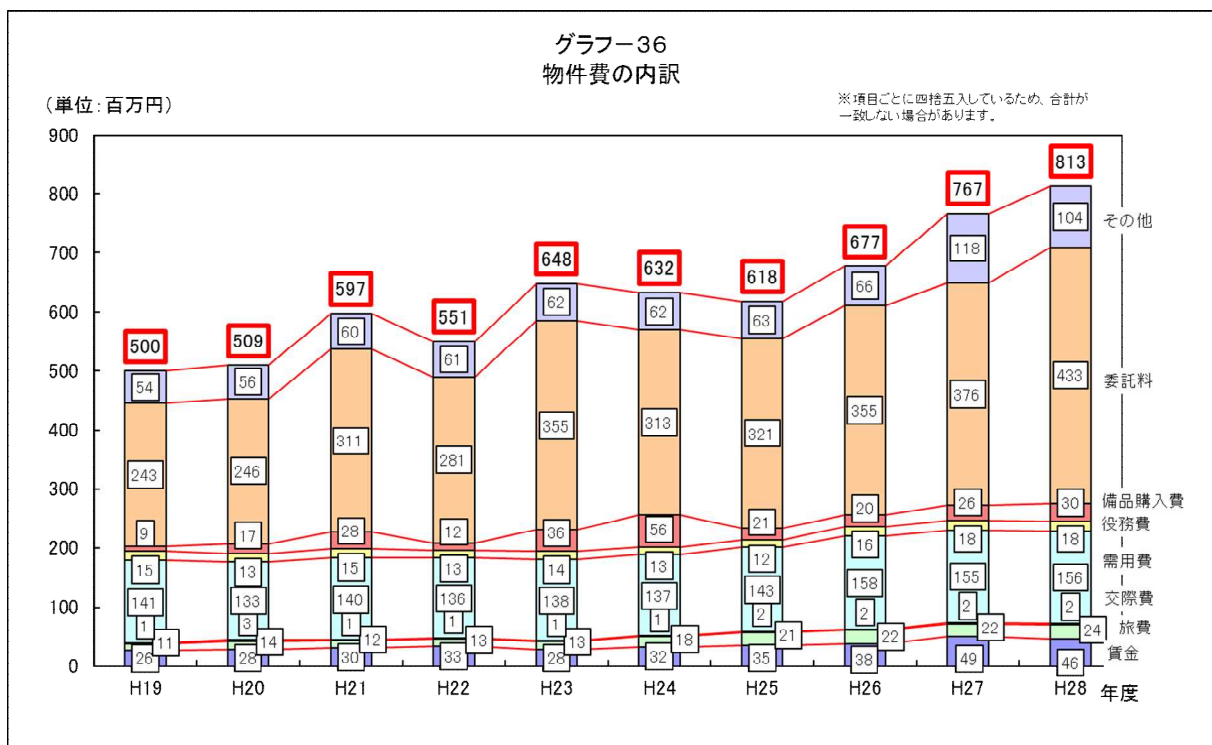
8年度以降は定員適正化計画に基づき職員数の削減に努めたことにより減少傾向となり、28年度は職員数全体で10年前に比べて26人減の124人、普通会計職員数は10年前に比べて11人減の85人となりました。



エ 物件費の内訳

物件費は、人件費、扶助費、補助費、普通建設事業など以外の経費の総称をいい、賃金、旅費、需要費（消耗品、食料費ほか）、役務費（通信運搬費、手数料ほか）、備品購入費、使用料、委託料などがあります。

物件費のピークは、平成11年度の7億96百万円であり、歳出総額の14.1%を占めていました。17年度以降は施設管理費や一般事務経費の削減に努めた結果減額傾向となっていました。が、21年度からは経済対策事業の実施などに伴い増額となり、また、23年度からは戸籍電算化事業などに伴い更に増額となりました。28年度は、10年前に比べ3億13百万円増の8億13百万円となりました。



オ 繰出金の内訳

繰出金は、一般会計と特別会計間相互において支出される経費をいいます。

国民健康保険事業への支出は、この10年間、79百万円から1億15百万円で推移しています。

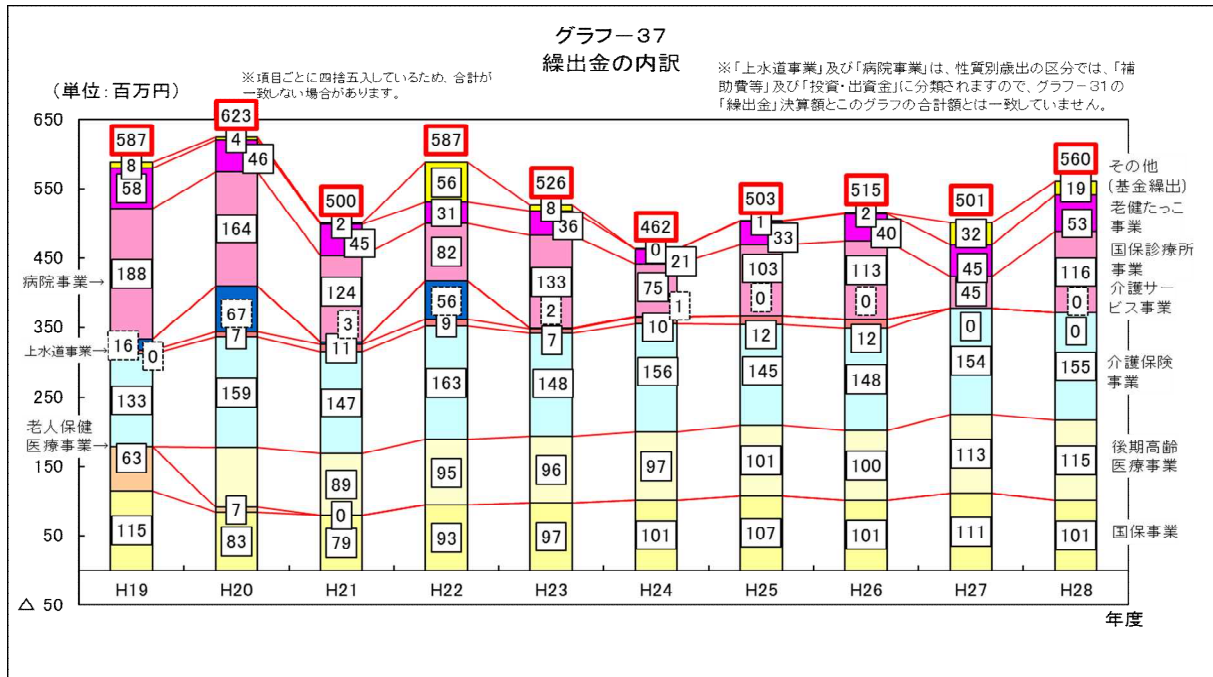
介護保険事業は、制度が開始された平成12年度では74百万円でしたが、介護施設やサービス利用者の増加に伴い、28年度は1億55百万円となり増額傾向で推移しています。

なお、病院事業は18年度をもって廃止され、19年度から診療所事業と介護老人保健施設事業となっています。

繰出金総額では、18年度から21年度は病院事業から診療所事業に転換したことに伴い、事業清算に係る補助金や開設準備等に係る経費が増加したことにより、大幅な増額となっていますが、23年度以降は減額傾向となっています。

28年度は、10年前に比べ27百万円減の5億60百万円となりました。

第3部 歳出の状況

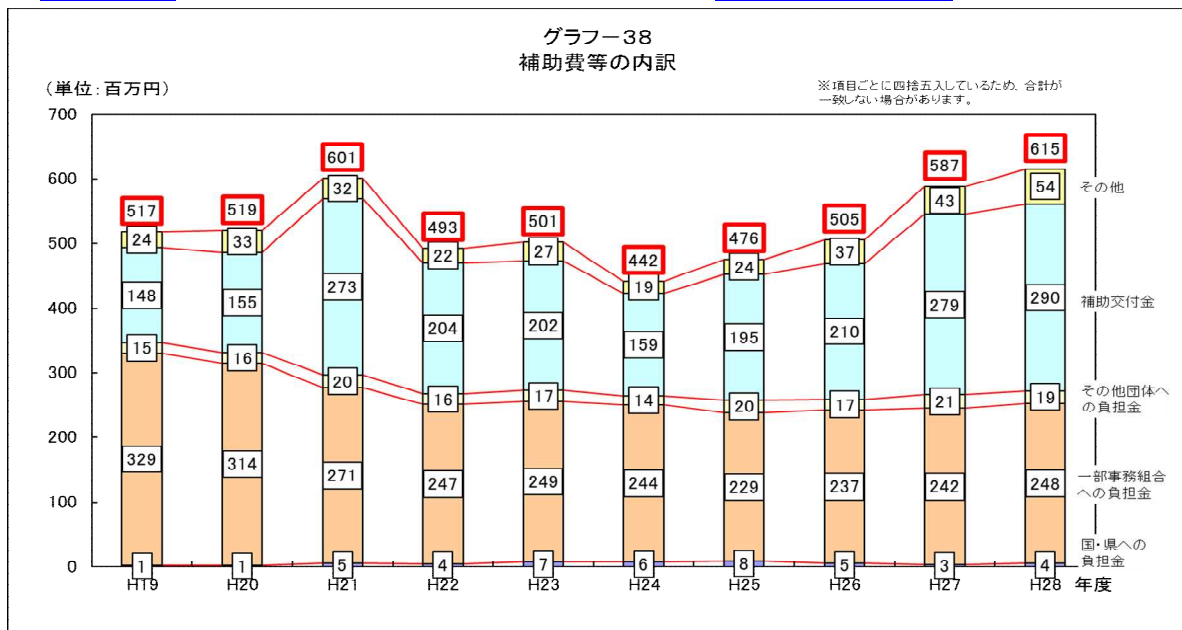


カ 補助費等の内訳

補助費等に区分される経費は、その支出の目的、根拠、対象などによって多種多様であり、主な経費としては、謝金・謝礼、負担金・補助金、公営企業会計（水道事業及び平成18年度までの病院事業）への負担金・補助金などがあります。

補助費等は、**17年度、18年度**には病院事業に対する補助金交付、また病院事業廃止に伴う事業清算のための補助金交付により、「その他」の金額が多額でありましたが、**19年度以降**はこれまでの病院事業への負担金・補助金が診療所・老健特別会計への繰出金となったため、「その他」の金額が大幅に減額しています。**21年度**は、経済対策に係る補助交付金により増額したものです。

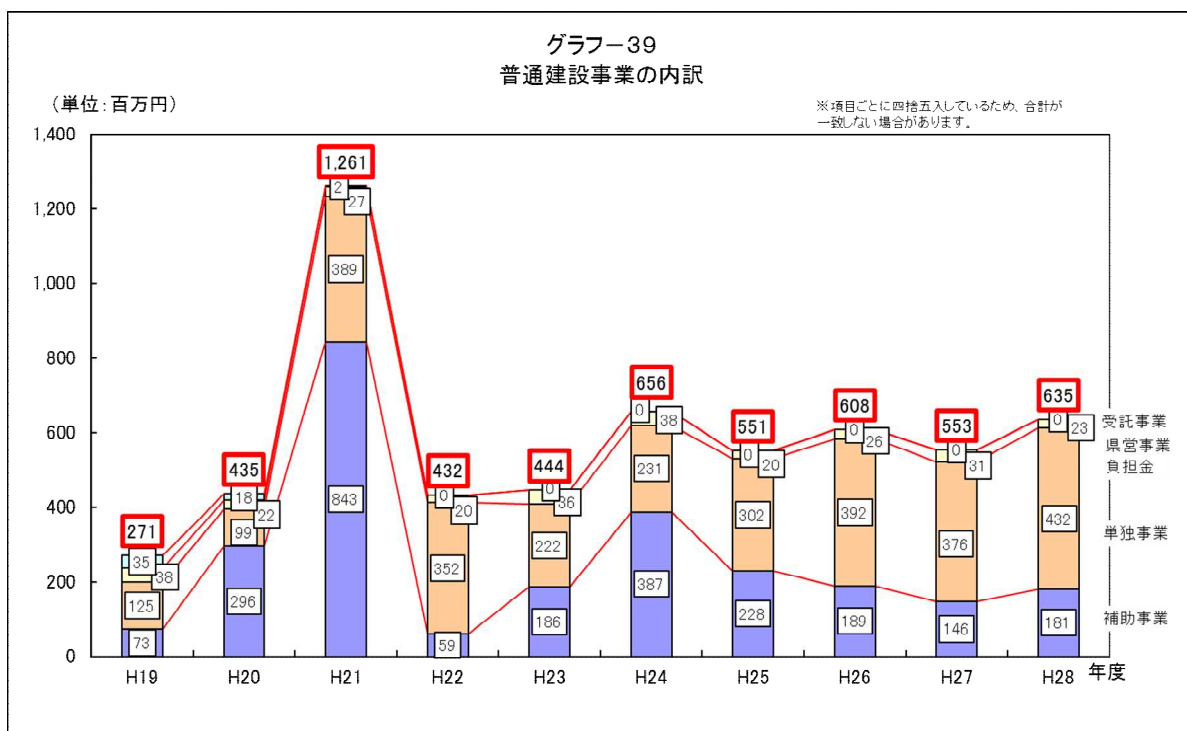
28年度は、10年前に比べ98百万円増の**6億15百万円**となりました。



キ 普通建設事業費の内訳

普通建設事業は、公共土木関係施設、消防施設、文教施設、公共用施設などの新設、増設、改良事業や不動産取得などの投資的な事業費をいいます。

普通建設事業費は、施設の整備事業費の規模により大きく左右されるものですが、**平成16年度以降**は厳しい財政状況を反映し**減額傾向**にありましたが、**21年度**は、地域情報通信基盤整備事業（TCVのデジタル化）や経済対策事業などの実施により**増額**しました。**28年度**は、**6億35百万円**となりました。



第3部 歳出の状況

(参考) 普通建設事業【決算額ベース上位3事業】 ※事業費支弁含む

(単位:千円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
補助	にんにく高温処理施設整備事業	68,857	田子中学校大規模改造及び耐震補強事業	289,525	地域情報通信基盤整備事業	839,675
	ふるさと農道緊急整備事業(受託)	21,534	中山間総合整備事業(受託)	18,076	合併処理浄化槽設置事業	2,880
	中山間総合整備事業(受託)	13,351	地域情報通信基盤整備事業	3,843	中山間総合整備事業(受託)	2,271
単独	みろく線整備事業	74,355	みろく線整備事業	56,943	町道補修整備事業(経済危機対策)	85,887
	林道和平線開設事業	19,287	普通財産管理事業	12,064	新田地区地域活性化センター整備事業(経済危機対策)	39,998
	総合案内看板設置事業	7,232	公有林整備事業	6,026	地域情報通信基盤整備事業 附帯事業(経済危機対策)	30,293

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
補助	山のみち地域づくり交付金事業	44,584	山のみち地域づくり交付金事業(H22繰越事業)	65,437	野面橋整備事業(H23繰越事業)	111,255
	田子町携帯電話等エリア整備事業	10,259	山のみち地域づくり交付金事業	54,564	山のみち地域づくり交付金事業(H23繰越事業)	109,904
	合併処理浄化槽設置事業	2,740	上郷小学校耐震化改修事業(H22繰越事業)	29,888	山のみち地域づくり交付金事業	80,188
単独	若者定住促進住宅整備事業	68,599	若者定住促進住宅整備事業	42,475	宮野獅々内線整備事業	41,160
	道路補修整備事業(きめ細かな交付金)	54,903	道路補修整備事業(きめ細かな交付金・H22繰越事業)	22,576	福祉バス整備事業	32,814
	診療所・老健施設改修事業(きめ細かな交付金)	31,952	居ケ内線整備事業(H22繰越事業)	31,952	田子中西線整備事業	26,853

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
補助	山のみち地域づくり交付金事業	91,086	山のみち地域づくり交付金事業(H25繰越事業)	76,536	山のみち地域づくり交付金事業(H26繰越事業)	124,582
	山のみち地域づくり交付金事業(H24繰越事業)	68,603	再生可能エネルギー等導入事業	62,553	除雪車輛購入事業	13,500
	学童保育施設整備事業	38,075	山のみち地域づくり交付金事業	31,833	合併処理浄化槽設置事業	4,584
単独	町道維持管理事業	45,860	除雪車輛格納庫整備事業	67,564	中学校グラウンド改修事業	42,513
	役場庁舎耐震化事業	28,161	役場庁舎修繕事業	42,262	宮野獅々内線整備事業	43,510
	小学校施設修繕事業	25,690	圧雪車整備事業	39,057	上郷小学校改修事業	31,500

区分	平成28年度		区分	平成28年度	
補助	山のみち地域づくり交付金事業	146,156	単独	天神堂小沼線舗装補修事業	49,399
	除雪車輛購入事業	17,496		農業者トレーニングセンター改修事業	33,407
	合併処理浄化槽設置事業	4,731		落田高屋敷線整備事業	32,141

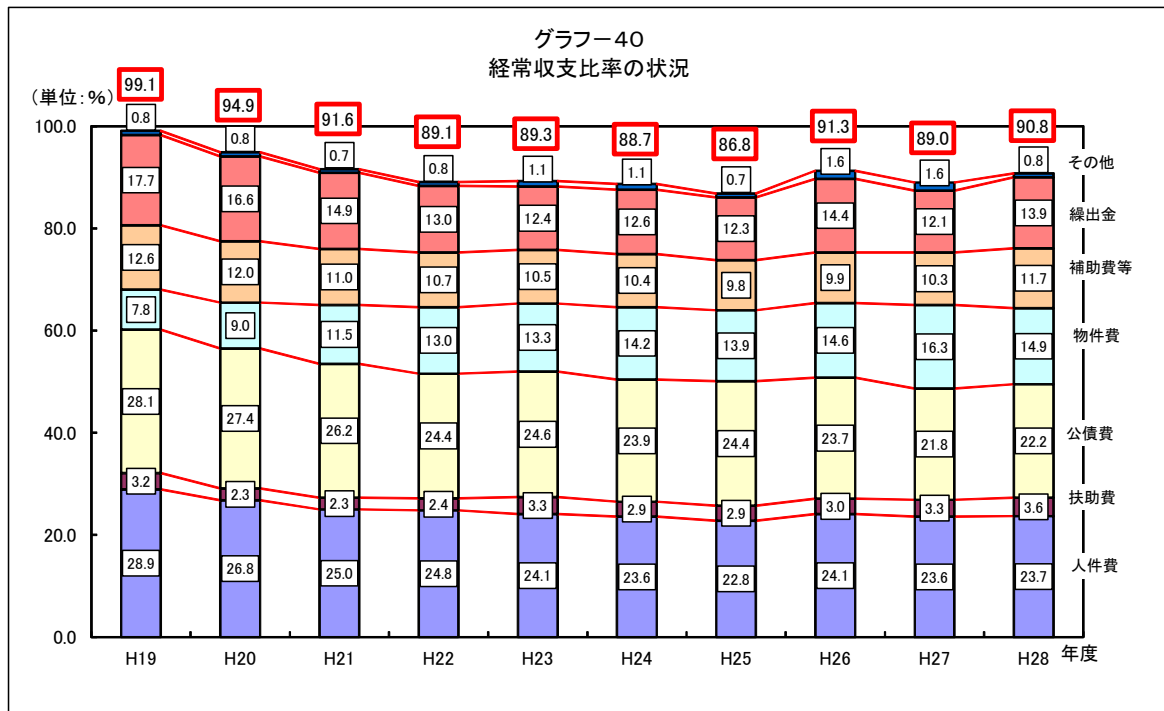
(参考) 経常収支比率の状況

経常収支比率とは、**経常一般財源**（町税、普通交付税及び地方譲与税など、経常的な収入で、その用途が限定されていないもの）に占める、**町の支出する経常的な経費**（人件費、扶助費及び公債費など）の割合を表しており、この値が高くなるにしたがって財政構造の弾力性が低くなっていくといわれています。

田子町の経常収支比率は、**平成18年度**までは、概ね**90%**で推移していましたが、**19年度以降**は、病院事業への負担金・補助金が診療所・老健特別会計への繰出金となったため、繰出金の比率が9.9%増加したことなどにより**99.1%**となりました。**20年度以降**は、病院事業の精算や診療所事業等への繰出金が**減少傾向**となりました。

28年度は、診療所事業への建設事業費等の繰出金が完了したこと、公債費が減少したことなどにより、**90.8%**となりました。

なお、指標の望ましいとされていた数値は70%から80%の間といわれていますが、全国的にみても80%から90%未満の団体が過半数を占めている現状にあり、財政構造の硬直化は田子町のみの問題ではなく、多くの自治体が抱える共通の問題となっています。



(注) 平成13年度から算出方法が変更となり、算出式の分母に臨時財政対策債及び減税補てん債を加えることになりました。

$$\text{算出式} \quad \text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費} \div \text{経常一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減税補てん債}} \times 100\%$$

(参考) 公債費に関する指標の状況

実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

平成18年度以降の地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業などの単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

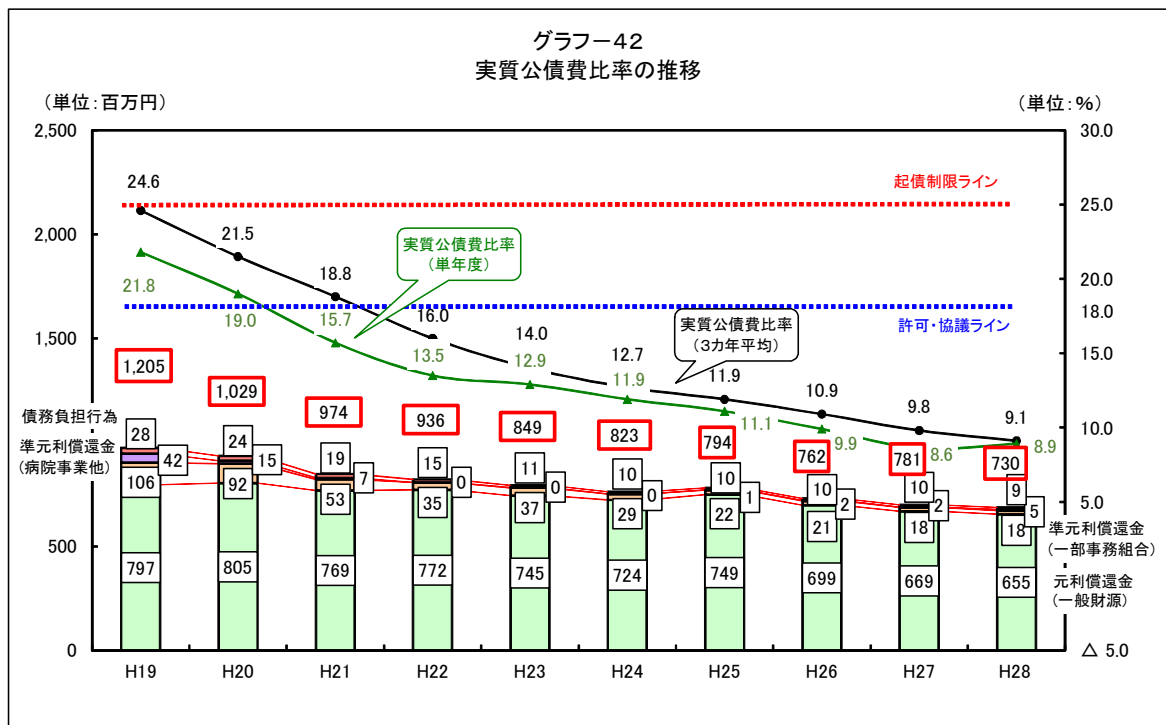
※起債制限比率との相違点

①実質的な公債費を算定対象に追加

- ・公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入
- ・PFIや地方公共団体の組合の公債費への負担金などの公債費類似経費を原則算入

②満期一括償還方式の地方債に係るルールの一

- ・減債基金積立額を統ルールで実質公債費比率に算入
- ・減債基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映



(参考) 主な財政指標の近隣市町村比較

主な財政指標を近隣市町村と比較してみると、次のようになります。
 なお、比較できる最新の数値である平成27年度決算数値を用いています。

(平成27年度決算)

市町村名	財政力指数※		実質公債費比率		将来負担比率	
田子町	(0.25) 0.18	76/107	(8.6) 9.8	78/107	(0.0) 32.1	78/107
八戸市	(0.82) 0.65	31/39	(6.3) 12.1	35/39	(37.4) 111.7	38/39
三戸町	(0.28) 0.24	23/36	(10.8) 13.4	29/36	(58.9) 97.5	32/36
五戸町	(0.32) 0.27	15/28	(10.1) 12.1	23/28	(37.2) 57.1	19/28
南部町	(0.32) 0.27	15/28	(10.1) 10.6	18/28	(37.2) 0.0	1/28
階上町	(0.46) 0.33	47/65	(9.3) 11.8	49/65	(20.2) 75.1	55/65
新郷村	(0.17) 0.12	112/147	(7.8) 8.4	91/147	(0.0) 31.8	127/147

上段()内の数値は、全国の市町村を国勢調査の結果に基づく人口及び産業構造によって分類し、各類似する団体の平均を求めたものです。また、○/○は、その類似団体における各市町村の順位を表しています。

※ 「財政力指数」とは、基準財政収入額が基準財政需要額に比べてどれくらいの規模であるかを表しています。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の3カ年平均}$$

基準財政需要額・・・地方公共団体が標準的な行政運営を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額

基準財政収入額・・・地方公共団体の標準的な一般財源収入。町税(100分の75を乗じた額)や地方譲与税など

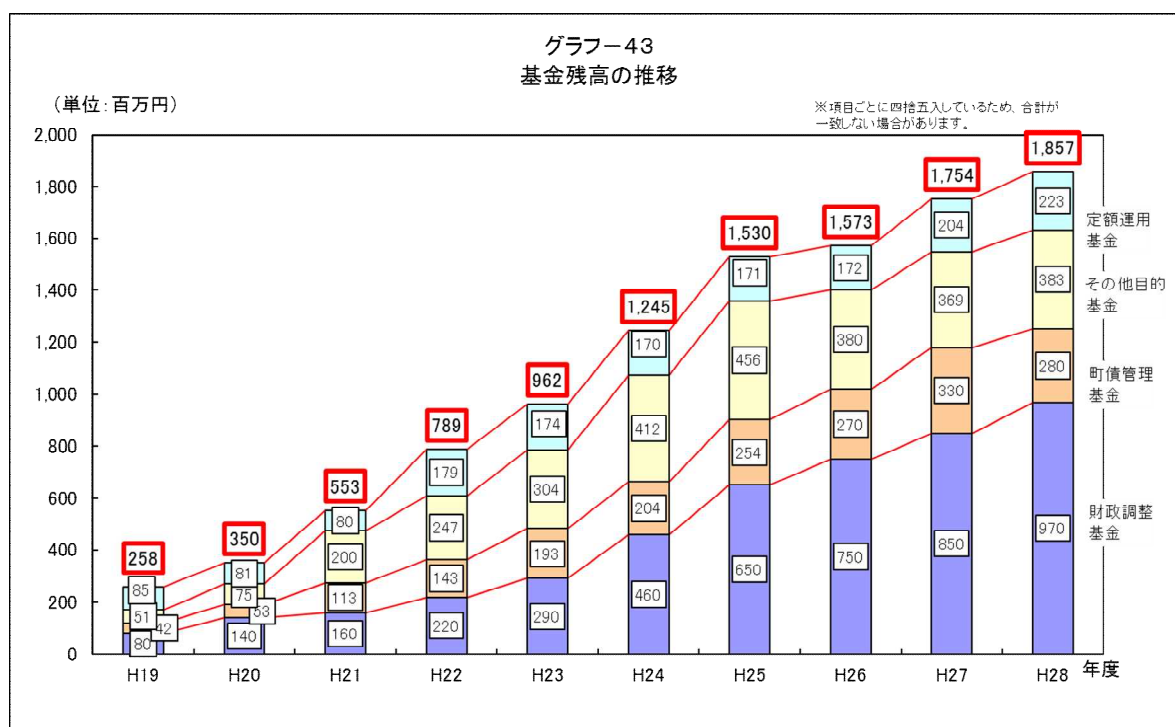
財政力指数は大きいほど財源に余裕があるとされ、1を超えると普通交付税が交付されないいわゆる不交付団体となります。

第4部 基金の状況

財政調整基金は、「田子町財政調整基金条例」により、町財政の健全な運営に役立てるために設置されたものです。決算剰余金の2分の1以上を毎年度、基金に編入するほか、運用利益を積み立てています。平成28年度末残高は、9億70百万円となりました。

減債基金は、「田子町町債管理基金条例」により、町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に役立てるために設置されたものです。28年度末残高は、2億80百万円となりました。

その他目的基金及び定額運用基金を含めた全体の年度末基金残高は、地方交付税の大幅な減少を受け基金の取り崩しに依存しなければならない状況が続き、19年度には2億58百万円まで減少しました。20年度以降はこれまで対策を講じてきた行財政改革の効果や地方交付税の回復等により増額傾向に転じ、29年度末残高は、18億57百万円となりました。



第5部 標準財政規模の状況

標準財政規模は、**地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標**で、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの**基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる重要な数値**です。

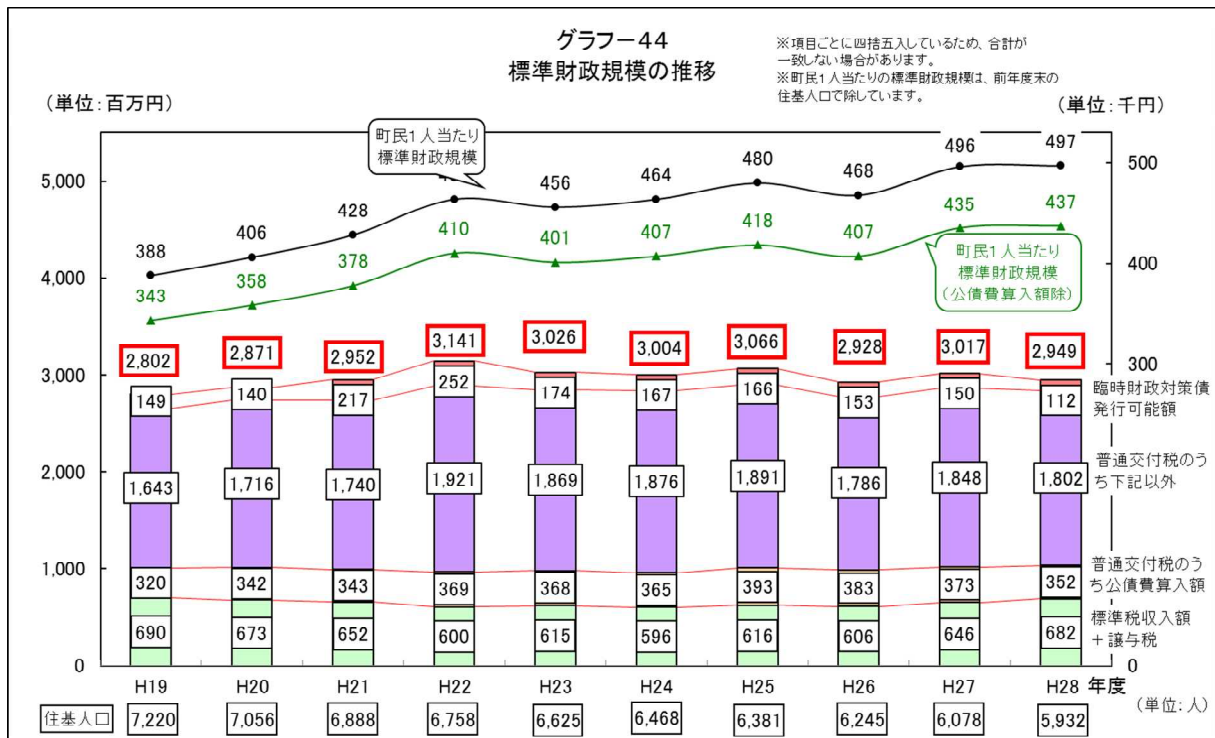
その大きさは、「**標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税**」で求められます。言い換えれば、標準的に収入しうる「**経常一般財源**」の大きさを示します。

標準税収入額とは、基準財政収入額から地方譲与税を除いた額を基準税率（75%）で除した額です。なお、**平成16年度以降**は、地方財政法施行令附則第12条の規定により、**臨時財政対策債発効可能額もこの標準財政規模に加えられています**。

もともとは、実質収支比率の考え方と同じく、昭和30年代の地方財政危機のときに、自治体の赤字を定義し、その大きさを捉えるために開発された指標であり、地方財政再建促進特別措置法施行令第11の2に規定されたものです。平成18年以降は、実質公債費比率の導入や起債の協議制への移行にともない、地方財政法施行令の第13条の第1号から第5号までに規定されることとなりました。

標準財政規模が大きい（人口1人当りにして）自治体は、経常一般財源が大きいのように見えますが、かえって財政状況が厳しいことがあります。つまり**投資的事業に積極的であった自治体の場合であって、過去の建設事業債の元利償還金によって見かけの普通地方交付税額が大きい**ことがその原因となっているためです。

地方税の収入が大きいことが標準財政規模の大きさを規定するようにするためには、一層の税源移譲が必要だと考えられます。



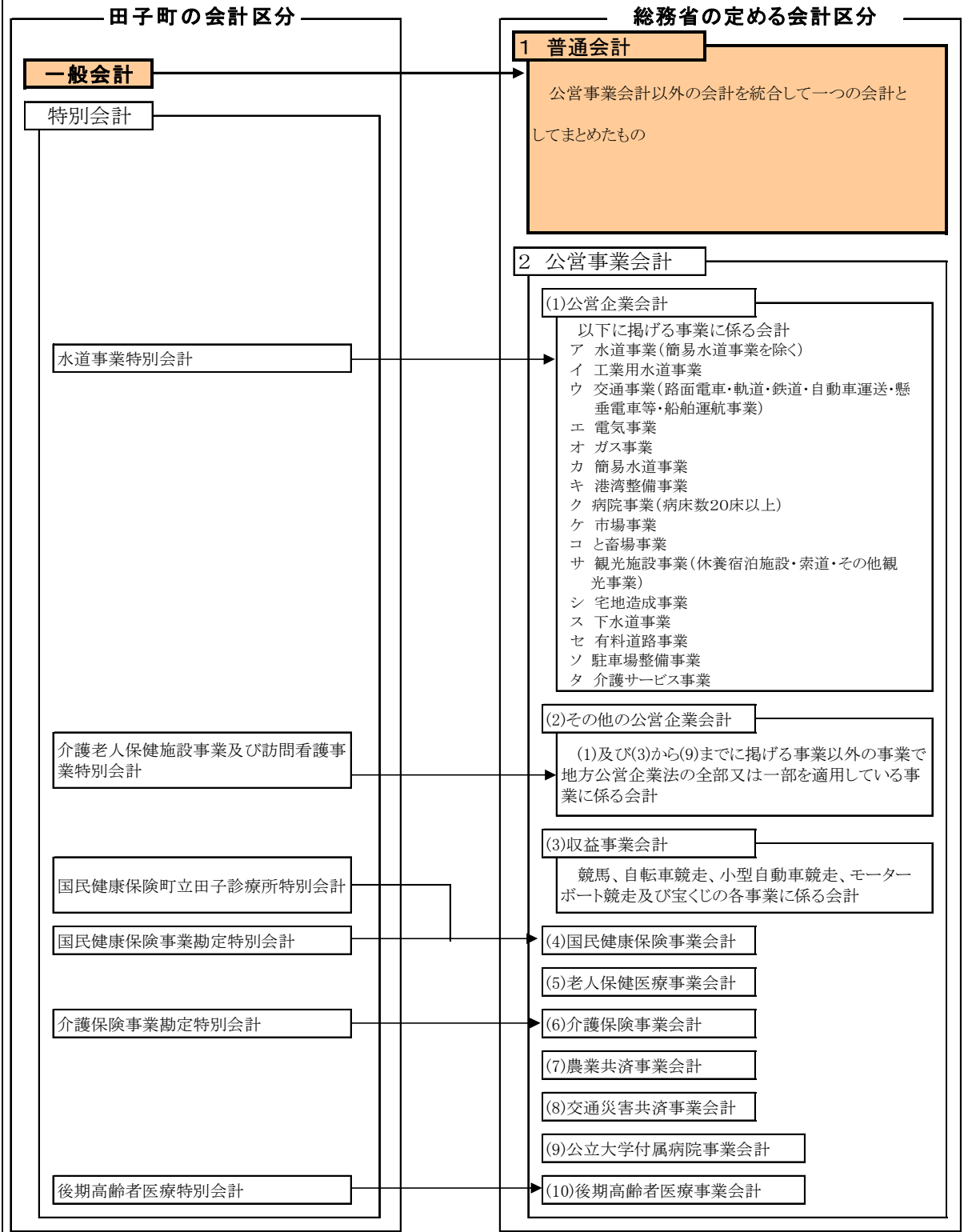
(参考) 普通会計とは

(参考) 普通会計とは

この冊子は、ここまで原則として、普通会計の決算数値を使用してきました。

普通会計とは、総務省の定める会計区分の1つで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が各自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした「統計上の会計区分」です。

具体的な本町の会計区分と総務省の定める会計区分の関係は、下表のとおりです。



1 一般会計

町税や地方交付税を主な財源として、道路や地区集会所、学校などの建設事業をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、産業・観光、教育・文化の振興など町が行なう事務の大部分を経理する、基本的な会計です。

※一般的に予算と言えば、歳入・歳出予算のことを言います。しかし、町の予算書には、歳入・歳出予算以外にも定めるべきことがあります。予算のほかに定めなければならない事項は以下のとおりです。

ア 継続費、繰越明許費

複数の年度をかけて実施する事業があるときにその内容について定めます。

イ 債務負担行為

後年度に町が負担しなければならない経費の内容について定めます。

ウ 地方債

その年度に発行する町債の借入額や利率の限度、元利金の償還の方法について定めます。

エ 一時借入金

支出するお金が不足したときに、一時的に金融機関などから借入れすることのできる限度額を定めます。

オ 歳出予算の流用

歳出予算の支出科目「項」を変更して支出することのできる経費について定めます。

※ 予算の議決

予算案ができたなら、町長は議会に提案して審議を求めてその議決を得なければなりません。これは、予算が町行政の設計書となるべきものであり、みなさんの税金の使い道を定める大切なものであるからです。ただし、緊急に予算を定める必要が生じ、かつ議会を招集する時間がないときなどは、町長が議会にかわって定めることもできます（予算の専決）。

【参考】上水道事業や病院事業の予算は、地方公営企業法で様式が別に定められており、一般会計や特別会計と様式が異なります。

2 歳入予算

(1) 一般財源

使途が指定されていない収入をいいます。町の予算では、一般的に、町税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策交付金、繰越金、財政調整基金繰入金などをいいます。また、近年の地方財政には、地方債にも一般財源があります。一方、国庫支出金、地方債など使途が指定されている収入は特定財源といいます。

(2) 基金

一般に、町が条例の定めにより、特定の目的のために積み立てた資金をいいます。基金には、特定の目的のために設置されるものと、特定の目的のために定額を運用するものがあります。

(3) 町税

町が課税徴収する税金をいいます。

(4) 地方譲与税

徴収の利便性などの問題から、一旦国税として徴収されその後、市町村に譲与される税をいいます。地方道路譲与税や自動車重量譲与税などがあります。

いずれも、市町村道の面積や延長を基準として配分し譲与されます。

(5) 利子割交付金

銀行預金利子などに係る住民税として県に納付された県民税利子割の一部は市町村に交付されます。交付額はその市町村の個人県民税の額を基準に配分されます。

(6) 配当割交付金

上場株式などの配当などに対する県民税配当割の一部は市町村に交付されます。交付額はその市町村の個人県民税の額を基準に配分されます。

(7) 株式譲渡所得割交付金

上場株式などの譲渡益などに対する県民税譲渡所得割の一部は市町村に交付されます。交付額はその市町村の個人県民税の額を基準に配分されます。

(8) 地方消費税交付金

消費税の一部は地方消費税として、県並びに市町村に交付されます。交付額は、その市町村の国勢調査の人口や事業所統計の従業者数を基準に配分されます。

(9) 自動車取得税交付金

県に納付された自動車取得税の約70パーセントが市町村に交付されます。交付額は、市町村道の面積や延長を基準として配分されます。

(10) 地方特例交付金

地方税の恒久的な減税に伴う減収額の一部を補てんするために国から交付されます。減収見込み額の約4分3が基準とされています。

(11) 地方交付税

市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金をいいます。国税3税（所得税、酒税、法人税）に消費税、たばこ税を加えた5税が原資となっています。

交付税には、市町村が標準的な行政を行なうために財源を保障するために交付される「普通交付税」と各市町村の特殊事情によって生じた財政需要を補うための「特別交付税」があります。

(12) 交通安全対策特別交付金

市町村が道路交通安全施設の整備を行なう経費にあてるため、交通反則金を市町村の交通事故発生件数などを基準に配分し交付されます。

(13) 分担金及び負担金

分担金は、町が一部又は特定の者に対し特に利益のある事務事業を行なう場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するお金をいいます。

一方、負担金も一定の事務事業について特別の利害関係がある人から、その事業に必要な経費を、受益の受ける程度に応じて町が課する金銭的な給付をいい、両者はよく似た性格をもっています。

(14) 使用料及び手数料

使用料は、町が所有し又は管理している施設を利用する時に、町に納付されるお

金をいいます。また、納付された使用料は、その施設を維持、管理するための経費の財源となります。

手数料は、町が特定の人のために行なう行政サービスの対価として、町に納付されるお金をいいます。納付された手数料は、その行政サービスを行なうための経費の財源となります。

使用料も手数料も、町が徴収するためには、法令や条例に定める必要があります。

(15) 国庫支出金・県支出金

町が行なう事務事業に、何らかの必要性に基づいて、国、県が経費の一部又は全部として町に給付される収入をいいます。また、その性格により、負担金、補助金、委託金に区分されます。

(16) 財産収入

町が所有する財産などを貸し付けることによって生じる対価や基金の運用利息などの財産運用収入と、町の財産を譲渡することなどにより生じる財産売却収入があります。

(17) 寄附金

町に対する金銭の無償譲渡のことをいいます。寄附金の使途を指定しない一般寄付金と使途を指定した指定寄付金があります。

(18) 繰入金

一般会計、特別会計、企業会計、基金の間において、相互に資金運用の方法として、各会計の経理する資金を他の会計で受け入れるときの収入をいいます。

(19) 繰越金

前年度の決算で生じた余剰金を、次年度の歳入に編入するときの収入をいいます。

(20) 諸収入

町債のほか、前記した歳入に区分された以外の収入を計上する科目です。普通預金の利子や公営企業会計への貸付金に対する償還金など様々な諸収入があります。

(21) 町債

町が社会資本の整備などを行なうために必要な財源を調達するための債務のことをいいます。また、近年は国や地方公共団体の財源不足や、減税による財源の減少を補てんするために地方債を発行することもあります。

3 歳出予算

(1) 目的別歳出予算

町の歳出予算を、行政目的によって分類したものです。目的別予算では、町の各課の大まかな予算の比重を知ることができます。また、予算を議会において審議する場合などに大きな意義があります。

ア 議会費

議会の活動に必要とする経費を計上しています。主としては議員の報酬や議会や委員会の運営経費などです。

イ 総務費

全般的な管理事務に関する経費、企画調整事務、財政・財務管理に要する経費のほか、CATVに関する経費やITに関する経費、市町村税の賦課・戸籍住民

基本台長・選挙・統計調査に要する経費などが計上されています。

ウ 民生費

安定した社会生活をするために必要な経費です。社会福祉、身体障害者、高齢者、児童福祉などの経費が計上されています。

エ 衛生費

健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費です。保健事業に関する経費、環境対策に関する経費などが計上されています。

オ 労働費

労働や出稼ぎに関する経費のほか、職業訓練校に関する経費が計上されています。

カ 農林産業水産費

農業、林業、水産業の振興に要する経費や治山事業を行なうための経費を計上しています。

キ 商工費

商店街の活性化などの経費、商工業の振興に関する経費のほか、町の観光PRや観光イベントなどに関する経費が計上されています。

ク 土木費

町道や河川の整備や維持管理、除雪のための経費のほか、町営住宅に関する経費などが計上されています。

ケ 消防費

消防団の活動に関する経費や消防車など防火施設の整備などのほか、地域の防災のための経費が計上されています。

コ 教育費

教育委員会、幼稚園、小中学校など、すべての教育に関する経費が計上されています。また、社会教育費には、生涯学習活動に要する経費のほか公民館、図書館、運動施設、学校給食の運営経費などが計上されています。

サ 災害復旧費

災害によって生じた被害を復旧するために要する経費を計上しています。道路などの公共土木施設、農地や山林などの農林水産業施設に対する復旧費が主です。

シ 公債費

借入れた地方債や一時借入金の元金や利子などの償還金を計上します。

セ 予備費

予算外の支出や予算超過の支出に充てるために設ける科目です。通常は議会を招集して補正予算を編成しますので、予備費を充当して支出することはあまりありません。

(2) 性質別経費

町の経費を、その経済的性質を基準として分類したものです。性質別に分類することは、町の財政の体質を分析するうえで意義があります。分析の結果から財政運営の指針を見つけ出すことができます。

ア 義務的経費

町の歳出のうち、その支出が義務づけられている経費をいいます。一般的には、人件費、扶助費、公債費3つの科目をいいます。広い意味では、物件費、維持補

修費、補助費も加えられます。

イ 投資的経費

その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設などが将来に残るものに対して支出される経費をいいます。

ウ 人件費

町職員の給料や社会保険料のほか、報酬として支払われる一切の経費をいいます。ただし、道路の整備事業などの普通建設事業に携わる職員の人件費については、普通建設事業費に区分されます。

エ 物件費

人件費、扶助費、補助費、普通建設事業など以外の経費の総称をいいます。具体的な例をあげると、賃金、旅費、需要費（消耗品、食料費など）、役務費（通信運搬費、手数料など）備品購入費、使用料、委託料などがあります。

オ 維持補修費

町が管理する公共施設（道路など）の効用を保全するための経費です。建物の改修などは普通建設事業費に備品などの修繕費は物件費に区分されます。

カ 扶助費

町が各種の法令（老人福祉法など）や条例によって、お金や物品を被扶助者に提供する経費をいいます。

キ 補助費等

補助費に区分される経費は、その支出の目的、根拠、対象などによって多種多様です。主な経費としては、謝金・謝礼、負担金・補助金、公営企業会計への繰出金などがあります。

ク 普通建設事業費

道路、橋りょう、河川などの公共土木関係施設や消防施設、学校などの文教施設、公民館、公営住宅などの公共用施設の新設、増設、改良事業や不動産取得などの投資的な事業費をいいます。

ケ 災害復旧事業費

風雨、地震などその他の災害を受けた施設を原形に復旧するための事業費をいいます。

コ 公債費

町が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の償還利子をいいます。

サ 積立金

基金などに積み立てる経費をいいます。

シ 投資及び出資金

財団法人に対する出捐金や公営企業の資本を整備するための繰出金などがあります。

ス 繰出金

一般会計と特別会計、又は特別会計間相互において支出される経費をいいます。

4 決算

(1) 決算

一会計年度の歳入歳出予算執行の実績について、確定した集計をいいます。

決算により歳入歳出予算に対する実際の収支状況が明らかにされ、予算の適正な執行の有無が確認されることとなります。

一般的に決算は収入役が調製し町長が提出します。町長は監査委員の審査を受けた後に町議会の認定を受けることとされています。

(2) 形式収支（歳入歳出差引額）

地方自治体のその年度の歳入総額から歳出総額を差し引いたもので、年度内に収入された現金と支出された現金の差額をあらわします。したがって現金の支出が年度内でなければ、その年度内に発生した債務でもこの収支尻には現れませんので、次の実質収支が工夫されました。

(3) 実質収支及び実質収支比率

形式収支から継続費や繰越明許費にともなって翌年度に繰り越すべき一般財源（これは当年度ではなく翌年度に属します）を控除して求めます。これが最も重要な収支尻で、この実質収支が黒字の場合、黒字団体といい、赤字になると赤字団体といいます。この実質収支を標準財政規模で除した指標が実質収支比率で、普通3%から5%程度が望ましいとされています。

(4) 単年度収支

その年度中に発生した黒字又は赤字をあらわします。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求めます。この単年度収支は、一定の期間において赤字になるのが健全です。ときどき赤字にならなければ、黒字が貯まる一方ですので、こういった状態は家計では許されても、租税を徴収する統治団体としては許されないからです。黒字が累積するようであれば、黒字を取り崩して、すなわち単年度収支を赤字にして、行政水準を引き上げるか、または租税などを引き下げるか、いずれにしても住民に還元するべきです。とはいってもこの収支が3年度以上連続して赤字になるような場合は放漫財政の危険があります。

(5) 実質単年度収支

これは単年度収支に地方債の繰り上げ償還額と財政調整基金への積立金を加え、積立金取り崩し額を差し引いたものです。実質的な債務の増加又は貯蓄など債権の増加を捉えようと言う指標です。

(6) 繰り越すべき財源

歳入歳出差引額のうち明許繰越など、翌年度に繰り越された事業に充当しなければならない財源をいいます。

(7) 補てん金

公営企業会計では、資本的収入が資本的支出に不足する場合は、当該企業内に保留している資金で不足額を補てんします。

補てん金には、損益勘定保留資金などがあります。

5 その他

(1) 標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。その大きさは、「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税」で求められます。言い換えると、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさを示します。標準税収入額とは、基準財政収入額から地方譲与税を除いた額を基準税率(80%)で除した額です。

(2) 公営企業

公営企業とは、主として使用料などの収入で経費をまかなうことを目的として住民にサービスを提供する企業のことです。水道事業や下水道事業などが主な例ですが、独立した会計で経理され、他の会計からの支援を得ることなく、事業によって生じる収入である使用料で事業が賄われることになっている会計のことを公営事業会計といいます。

(3) 法適と法非適【地方公営企業法】

地方公営企業が行う事業の内容は身近な水道や下水道をはじめとして、公営地下鉄、公立病院など多岐に渡ります。これら数々の事業の中でも、独立採算性が強く民間企業的な経営が追求される性格の強い事業は、地方公営企業法で経営などについて細かく規定されており、これらの事業のことを法適用の事業といいます。他方、地方公営企業法で法適用事業とされた事業以外の事業は地方公営企業法の適用を受けても受けなくてもどちらでも良いことになっており、法の適用を受けていない事業を法非適用の事業といいます。

法適用事業では、一般企業と同様に複式簿記などの企業会計で処理されます。

(4) 不納欠損

歳入を徴収するときは、誰がいくらどのような性格のお金を納める必要があるのかを確認した上で徴収額を決定します。この徴収を決定する行為を調定といいます。調定を行ったものの何らかの理由で徴収ができず、今後も徴収の見込みがたたないため、徴収をあきらめることを不納欠損処分といいます。たとえば、債務者が死亡し相続人もいない場合や、時効が成立したときに不納欠損処分が行われます。

(5) 累積欠損金

公営企業会計では、営業活動で生じた欠損(赤字)のうち繰越利益剰余金(前年度以前に生じた利益で今年度に繰り越したもの)や利益積立金(前年度以前に生じた利益を積み立てたもの)などで埋め合わせできなかった欠損額が累積したものを累積欠損金といいます。

累積欠損金に似た用語に、繰越欠損金があります。繰越欠損金は、前年度以前に生じた欠損を今年度に持ち越したもののことをいいます。

(前年度からの繰越欠損金) + (今年度の純損失(純利益)) = 当年度未処理欠損金
(当年度未処理欠損金) - (利益積立金) = 累積欠損金

6 比率等の算式

(1) 形式収支	= 歳入決算額－歳出決算額 ・当該年度中に収入された現金と支出された現金の差（現金主義）
(2) 実質収支	= 形式収支－翌年度に繰り越すべき財源（継続費通時繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越、支払繰延） ・地方公共団体の純剰余または純損失（発生主義）
(3) 単年度収支	= 当該年度実質収支－前年度実質収支 ・当該年度のみの実質的な収入と支出の差額
(4) 実質単年度収支	= 単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額 ・当該年度に措置された黒字要素、赤字要素を除外した場合の単年度収支が実質的にどのような額になったかを検証するもの。
(5) 一般財源	用途の指定されていない財源であるが、判断の相違により範囲に広狭がある。（⇨特定財源） 狭義のもの ・市町村税・地方譲与税・ゴルフ場利用税交付金・利子割交付金・地方特例交付金・地方交付税・自動車取得税交付金 ・軽油引取税交付金・国有提供施設等所在市町村助成交付金・特別地方消費税交付金・地方消費税交付金 広義のもの ・交通安全対策特別交付金・国庫支出金、道支出金のうち指定事業に係る高率補助金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額、産炭地域振興臨時交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金電源立地促進対策等交付金、臨時地方道路整備交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金（ただし、生活保護費国庫負担金等のように、毎度同じように繰り返し精算されるものは除く） ・使用料、手数料のうち、水利権、その他無体財産権の使用等に関するもの又はその収入が必要経費を超える場合の超過額 ・寄附金、財産収入、繰入金、諸収入のうち用途が特定されないもの ・繰越金のうち、継続費通時繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越および支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金 ・地方債のうち歳入欠かん等債、施越事業に係る災害復旧事業債
(6) 経常一般財源	市町村税（目的税を除く）地方譲与税、利子割交付金、地方特例交付金、地方交付税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないもの。
(7) 義務的経費	= 人件費＋扶助費＋公債費 ・義務的、非弾力的性格が強い。
(8) 経常的経費	= 義務的経費＋物件費＋維持補修費＋補助費 ・団体が行政活動を行うために必要な一種の固定経費（⇨臨時的経費）
(9) 投資的経費	= 普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費 ・資本形成のための経費（⇨消費的経費）
(10) 標準税収入	= {基準財政収入額－（地方譲与税収入額（消費譲与税を除く）＋交通安全対策特別交付金収入額）}×100/75＋（地方譲与税収入額（消費譲与税を除く）＋交通安全対策特別交付金収入額） ・団体の税収入の妥当性を判断することができる。
(11) 標準財政規模	= 標準税収入額等＋普通交付税 ・団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模
(12) 経常収支比率(%)	= $\frac{\text{経常的経費に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$ ・経常的経費に経常一般財源収入がどの程度消費されているか、その比率により財政構造の弾力性を測定するもの。
(13) 実質収支比率(%)	= $\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ ・赤字比率20%以上の団体は、地方財政再建特別措置法に定める財政再建計画を立てて財政の再建を行う場合でなければ地方債をもって公共施設、公用施設の建設事業等の財源とすることは出来ない。

(参考) 地方財政用語解説

(14) 公債費比率(%)	$= \frac{A - (B + C)}{D - C} \times 100$	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合を示す。 A = 該年度の普通会計分の元利償還額（繰上償還分を除く） B = Aに充てられた特定財源 C = 普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策事業債償還費等として基準財政需要額に算入された公債費 D = 当年度の標準財政規模
(15) 起債制限比率(%)	$= \frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100$	<p style="text-align: right;">（左の算式による比率の過去3年間の平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の独自財源（地方税、地方交付税等）から捻出しなければならない公債費負担の割合を示す。 A ~ D = 公債費比率と同じ E = 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
(16) 実質公債費比率(%)	$= \frac{\{ (A + B) - (C + D) \}}{E + F - D} \times 100$	<p style="text-align: right;">（左の算式による比率の過去3年間の平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的な公債費が財政に及ぼす負担の割合を示す。 A = 地方債の元利償還金（繰上償還分を除く。） B = 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」） C = 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源 D = 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額 E = 標準財政規模 F = 臨時財政対策債発行可能額
(17) 公債費負担比率(%)	$= \frac{\text{公債費に充当した一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公債費に充当された一般財源が、収入された一般財源総額のどの程度の比率を占めているのかを示す。
(18) 財政力指数	$= \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$	<p style="text-align: right;">（各数値は再算定後のものであり、錯誤額は含まない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

(参考) 新しい地方財政再生制度

地方が自由に使える財源を増やし、自らの創意工夫と責任で政策を決定できるようにするため、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金の廃止削減」及び「地方交付税の見直し」の3つの改革を同時に行ういわゆる「**三位一体の改革**」の取組が進められてきました。

また、平成18年度から地方債制度が許可制から協議制に移行しました。これまで地方債の発行は、原則として禁止され、許可を受けることにより禁止が解除されるという制度でしたが、原則として由に発行できると自いう制度に変わりました。

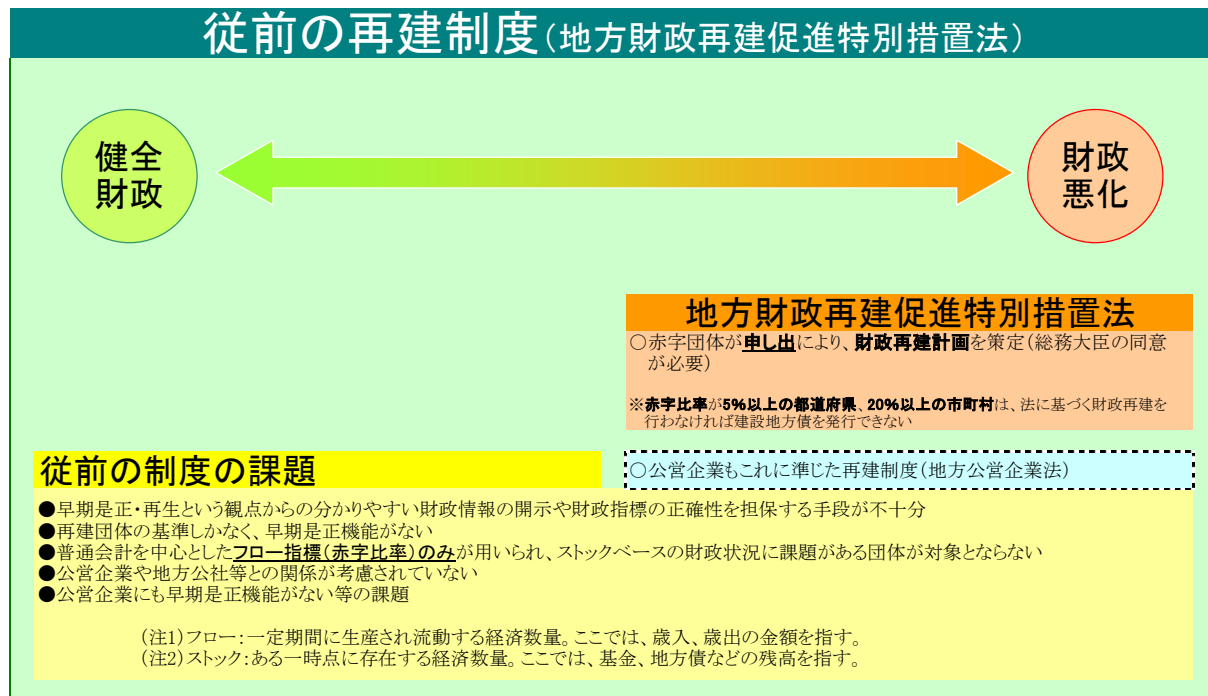
さらに、これらの**制度改革**や今後進められる**地方分権改革**により、国の定める様々な基準に縛られずに**地方の自主性を発揮できる余地が拡大**すると同時に、**財政規律の確保**について、地方の**自己責任**が厳しく問われるようになります。

現在、「新しい地方財政再生制度」の制度設計が進められている背景には、以上のような動きがあります。

1 従前の地方公共団体の財政再建制度とその問題点

これまでの地方公共団体の**財政再建制度**としては、**普通会計を対象**とした再建制度（地方財政再建促進特別措置法）と**地方公営企業を対象**とした再建制度（地方公営企業法）が、**それぞれ独立**して設けられていました。

従前の制度については、下の図のような問題点が指摘されていました。



2 新しい地方財政再生制度

総務省が設置した「**新しい地方財政再生制度研究会**」は、平成18年12月8日に公表した報告書において、現行制度の反省点を踏まえ、「新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべき」であるとの提言を行いました。

この提言を踏まえた法制化に向けた議論では、まず、**潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図る**という観点から、地方公営企業や地方公社、第3セクターなどの状況も反映した、フロー・ストック両面の新たな財政指標を導入し、実質収支比率などの既存指標とともに活用すべきであるとしています。

再生法制において活用される4つの指標

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字などの標準財政規模に対する比率）
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率（公営企業、出資法人などを含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

※①～③はフロー指標、④はストック指標。

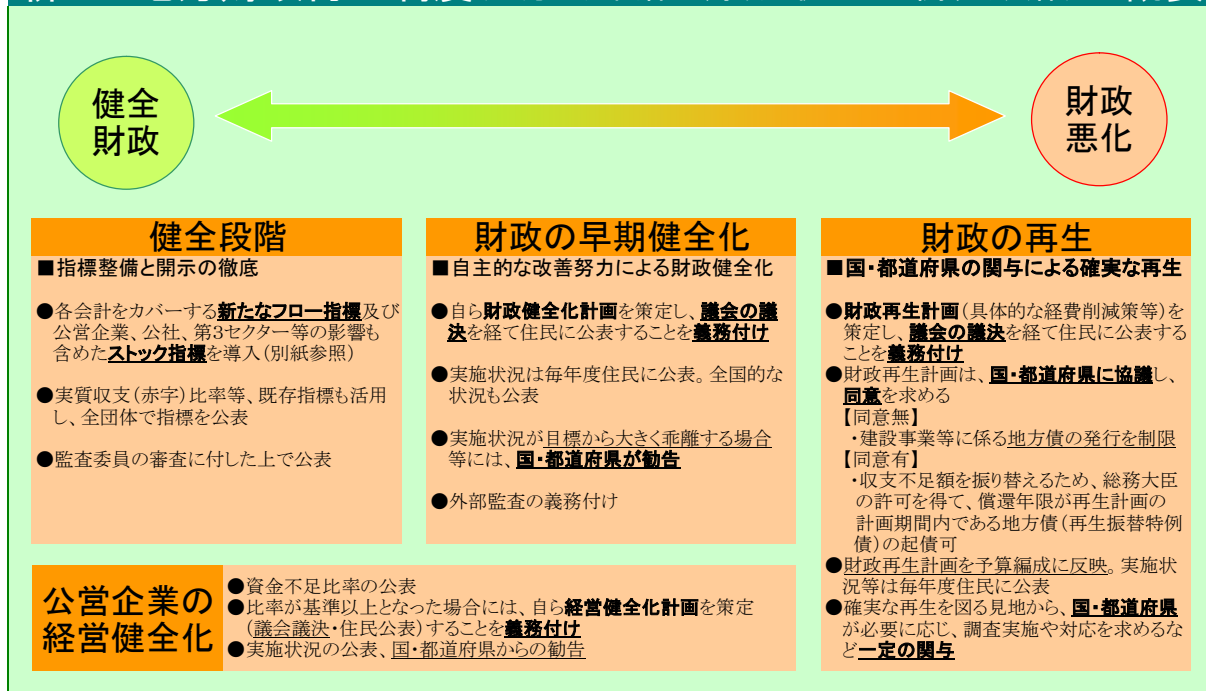
※①及び③は既存の指標、②及び④は新設の指標。

その上で、指標が一定水準以上悪化した場合には、**早期健全化スキーム**を通じて自主的な改善努力による財政健全化を目指します。団体は自ら財政健全化計画を策定・公表し、毎年度実施状況を公表しなければなりません。

それでも、さらにフロー指標が悪化し一定水準以上となった場合には、**再生スキーム**による財政の再生に取り組むこととなります。このスキーム（計画、しくみ）では、団体が、財政再生計画の策定に当たって総務大臣の同意を得ない場合には、地方債発行に制限が課せられるほか、計画と実際の財政運営が適合しない場合に、予算の変更などについて総務大臣の勧告を受けるなど、**様々な制約の下、計画の厳格な進行管理**が行われます。

一方、**公営企業会計**については、上記スキームに組み入れられているほか、個々の公営企業についても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけることにより、上・下水道、病院などの経営悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないようにすべきであるとされています。

新しい地方財政再生制度（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）の概要



3 財政情報開示の重要性

上記の内容を実行に移すため、**地方財政の財政の健全化に関する法律**が、平成19年6月15日に成立し**6月22日に公布**されました。その後、財政の健全化に関する比率や財政の早期健全化や再生の基準に係る政令や規則などが制定されました。

それらの財政分析指標などを活用した、適切でわかりやすい**財政情報の開示**が、健全な財政運営の最も基本となる要素であることに疑いの余地はありません。

公会計システムの充実と積極的な情報開示を通じ、住民やその代表である議会のチェック機能が十分発揮されることが、地方公共団体の財政規律の強化につながります。

(参考) 平成28年度決算健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率及び資金不足比率説明資料

平成29年9月7日現在

1. 財政健全化法の概要について

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。また、平成20年度決算からは、基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

従来の再建法制では、地方公共団体の普通会計(地方公共団体本体の会計)において、赤字額が標準財政規模の20%を超えるといきなり財政再建団体となり、注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

2. 早期健全化段階とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣、県知事へ報告します。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、住民に公表します。

また、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受けることとなります。

3. 財政再生段階とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣、県知事に協議し、その同意を求めるなど、確実な再生を図る見地からより国・県の関与を受けることとなります。

財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。なお、財政再生計画を総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行することができません。

4. 健全化判断比率の状況及び算定方法

平成28年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っており、平成27年度決算に比べて改善されている状況にあります。

指 標	田 子 町			政令の規定による 田子町の適用比率	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	— %	— %	15.0 %	20.0 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	— %	— %	— %	20.0 %	40.0 %
実 質 公 債 費 比 率	10.9 %	9.8 %	9.1 %	25.0 %	35.0 %
将 来 負 担 比 率	47.9 %	32.1 %	31.9 %	350.0 %	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

(1) 実質赤字比率 H28赤字額なし 【早期健全化基準 15.0 %】

一般会計を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字額：一般会計に係る実質赤字の額	+ 161,977 千円
○標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模	2,948,784 千円

(2) 連結実質赤字比率 H28赤字額なし 【早期健全化基準 20.0 %】

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額：下記①及び②の合計額	+ 248,558 千円	
①上記の一般会計に公営事業(公営企業以外)に係る特別会計を加えた実質赤字額		
平成28年度各会計実質収支額	一般会計	+ 161,977 千円
	国民健康保険事業勘定特別会計	+ 6,794 千円
	診療所及び老健事業特別会計	+ 1,249 千円
	介護保険事業勘定特別会計	+ 38,103 千円
	介護サービス事業勘定特別会計	0 千円
	後期高齢者医療特別会計	+ 6 千円
	計	+ 208,129 千円
②公営企業に係る特別会計の資金不足額		
平成28年度資金不足(剰余)額	水道事業特別会計	+ 40,429 千円
○標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模		2,948,784 千円

(3) 実質公債費比率 H28 9.1 % (H27 9.8 %・H26 10.9 %) 【早期健全化基準 25.0 %】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると地方債を発行する際に許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}}$$

(3カ年平均) $\frac{-(\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}}$

(参考) 単年度比率 H28 8.95 % H27 8.57 % H26 9.86 %

○地方債の元利償還金：繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く	655,239 千円
○準元利償還金：下記①～⑤の合計額	31,737 千円
①満期一括償還地方債の一年あたりの元金償還金相当額	0 千円
②公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	5,097 千円

(参考) 平成28年度決算健全化判断比率及び資金不足比率

病院事業債	3,977 千円
介護サービス施設整備事業債	759 千円
水道事業債	361 千円
③組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金の額	17,603 千円
八戸地域広域市町村圏事務組合	6,086 千円
三戸郡福祉事務組合	65 千円
三戸地区環境整備事務組合	11,452 千円
田子高原広域事務組合	0 千円
④公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額: 農道及び林道整備事業に係る元利補給補助金	9,037 千円
⑤一時借入金の利子	0 千円
○特定財源: 転貸債に係る回収金、地方債を財源として充てた事業からの収入金(公営住宅使用料、出資に対する配当金等)など	0 千円
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額: 地方交付税の算定上、基準財政需要額に起債の償還額に応じて算入されるものであり、基準財政需要額とは合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもので、下記①及び②の合計額	464,689 千円
①元利償還金に係る基準財政需要額算入額	453,022 千円
災害復旧費等分	391,662 千円
事業費補正分	50,893 千円
密度補正分	10,467 千円
②準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,667 千円
災害復旧費等分	2,871 千円
事業費補正分	7,253 千円
密度補正分	1,543 千円
○標準財政規模: 人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模	2,948,784 千円
(4) 将来負担比率 H28 31.9 % 【早期健全化基準 350.0 %】	
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。	
$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	
○将来負担額: 下記①～⑧の合計額	6,423,371 千円
①一般会計等の平成28年度末地方債現在高	5,657,353 千円
②債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法5条各号の経費に係るもの): 農道及び林道整備事業に係る元利補給補助金	33,881 千円
③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	6,721 千円
病院事業債	4,446 千円
介護サービス施設整備事業債	1,015 千円
水道事業債	1,260 千円
④一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充当する負担見込額	122,598 千円
八戸地域広域市町村圏事務組合	85,840 千円
三戸郡福祉事務組合	0 千円
三戸地区環境整備事務組合	36,758 千円
田子高原広域事務組合	0 千円

⑤退職手当支給予定額:全職員(町長他81人)に対する期末要支給額のうち一般会計等の負担見込額	602,818 千円
⑥設立法人の負債等にかかる一般会計等の負担見込額	0 千円
⑦連結実質赤字額:上記(2)で算定した額	0 千円
⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0 千円
○ 充当可能基金額 :①~⑥に充てることができる基金	1,771,907 千円
○ 特定財源見込額 :転貸債に係る回収金、地方債を財源として充てた事業からの収入金(公営住宅使用料、出資に対する配当金等)など	0 千円
○ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 :今後、地方交付税の算定上基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金	3,858,089 千円
○ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 :上記(3)で算定した額	464,689 千円
○ 標準財政規模 :人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模	2,948,784 千円

5. 公営企業の資金不足比率の状況及び算定方法

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成28年度の上水道事業においては、資金不足が生じていないため、資金不足比率は該当ありません。

特別会計の名称	資金不足比率			経営健全化基準
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
水道事業特別会計	— %	— %	— %	20.0 %

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○**資金の不足額**(法適用企業の場合): (流動負債等+建設改良費等以外の経費の財源に充てるため発行した地方債の現在高-流動資産等)-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

平成28年度水道事業会計決算	流動負債	78,971 千円
	控除企業債等	74,968 千円
	控除引当金等	1,439 千円
	流動資産等	42,993 千円
	解消可能資金不足額	0 千円
	資金剰余額	40,429 千円

○**事業の規模**(法適用企業の場合): 営業収益の額-受託工事収益の額

平成28年度水道事業会計決算	営業収益	138,777 千円
	受託工事収益の額	0 千円
	事業の規模	138,777 千円

(参考) 平成28年度決算財政状況等一覧表

田子町財政状況等一覧表 (平成28年度決算より)

(注) 項目ごとに単位にあわせて四捨五入していますので、差引、合計などが一致しない場合があります。

(単位: 百万円)

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
683	2,154	112	2,949

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考	実質赤字額
一般会計	4,774	4,607	167	162	157	5,657		—

(注) 「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業特別会計	143	140	0	40	0	1,261	0	法適用
国民健康保険事業勘定特別会計	1,013	1,006	7	7	106	0	0	
診療所・老健特別会計	411	410	1	1	170	17	3	
介護保険事業勘定特別会計	1,007	969	38	38	155	0	0	
後期高齢者医療特別会計	65	65	0	0	29	0	0	
計				86		1,278	3	—

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
青森県市町村総合事務組合	842	816	26	26	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	11,886	10,002	1,884	1,884	0	0	
八戸地域広域市町村圏事務組合	7,523	7,238	285	281	4,828	86	
青森県交通災害共済組合	178	169	9	9	0	0	
三戸郡福祉事務組合	636	589	47	47	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合	504	471	33	33	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(医療)	162,336	158,133	4,203	4,199	0	0	
三戸地区環境整備事務組合	585	564	21	21	185	37	
田子高原広域事務組合	21	7	14	14	0	0	
計				6,514	5,013	123	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
(財)にんにくネットワーク	0	26	20	0	0	0	0	0	
(財)田子町にんにく国際交流協会	12	438	9	11	0	0	0	0	
計			29	11	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない一般社団法人及び一般財団法人(旧公益法人会計基準を適用している場合は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。なお、新公益法人会計基準を適用している場合は、一般正味財産増減の部の当期経常増減額を表示する。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成27年度 A	平成28年度 B	差引 B-A
財政調整基金	850	970	120
減債基金	330	280	△ 50
その他充当可能基金	498	522	24
計	1,678	1,772	94

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位: % (財政力指数を除く))

財政指標名	平成27年度 A	平成28年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成27年度 A	平成28年度 B	差引 B-A
実質赤字比率(赤字の場合「△」)	7.92	5.49	△ 2.43	△ 15.00	△ 20.00	水道事業特別会計	40.0	32.5	△ 7.5
連結実質赤字比率(赤字の場合「△」)	11.16	8.43	△ 2.73	△ 20.00	△ 40.00				
実質公債費比率	9.8	9.1	△ 0.7	25.0	35.0				
将来負担比率	32.1	31.9	△ 0.2	350.0					
財政力指数	0.19	0.20	0.01						
経常収支比率	89.0	90.8	1.8						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。